

令和7年 第2回松田町議会定例会 会議録 (第1日目)

令和7年6月3日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 12人

| | | | | | |
|------|-------|------|-------|------|-------|
| 1 番 | 北村和士 | 2 番 | 武尾哲治 | 3 番 | 吉田功 |
| 4 番 | 中津川定雄 | 5 番 | 秋田谷光彦 | 6 番 | 古谷星工人 |
| 7 番 | 平野由里子 | 8 番 | 田代実 | 9 番 | 井上栄一 |
| 10 番 | 南雲まさ子 | 11 番 | 飯田一 | 12 番 | 寺嶋正 |

2. 欠席議員 なし

3. 説明のための出席者 16人

| | | | |
|------------------------------------|------|------------------------|-------|
| 町 長 | 本山博幸 | 副 町 長 | 田代浩一 |
| 教 育 長 | 野崎智 | 会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 | 中津川文子 |
| 参事兼政策推進課長 | 鈴木英幸 | 参事兼総務課長 | 早野政弘 |
| 安全防災担当室長 | 鍵和田栄 | 税 務 課 長 | 山岸裕子 |
| 町 民 課 長 兼 寄 出 出 張 所 長 | 堀谷恵子 | 福 祉 課 長 | 宮根正行 |
| 子育て健康課長 | 渋谷昌宏 | 参事兼観光経済課長 | 遠藤洋一 |
| まちづくり課長 兼 駅 周 辺 事 業 推 進 担 当 室 長 | 柳澤一郎 | 環 境 上 下 水 道 課 長 | 鍵和田龍太 |
| 教 育 課 長 | 椎野晃一 | 生涯学習推進課長 | 遠藤雅典 |

4. 出席した議会事務局書記 2人

| | | | |
|---------|------|-----|------|
| 事 務 局 長 | 渋谷好人 | 書 記 | 石井友子 |
|---------|------|-----|------|

5. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長の行政報告
- 日程第 4 議長の諸般報告
- 日程第 5 一般質問（No. 1～No. 7）

6. 議会の状況

議 長 皆さんおはようございます。鮎釣りも解禁となり、酒匂川にも太公望が訪れております。

さて、去る5月27日、松田町告示第47号により令和7年第2回松田町議会定例会の招集がされました。その旨を議員各位に通知しましたところ、本日は定刻までに御参集いただき、ここに本定例会が開催できますことを衷心より感謝申し上げます。

次に、ICTを活用した議会実現のため、議場におけるスマートフォン、タブレット等の持込み、議事に関する事項での使用を許可しておりますので、御理解ください。また、今定例会中はクールビズを実施しております。適宜、各自の判断で上着の着脱をお願いいたします。

会議に先立ち、皆様に御確認をお願いいたします。皆様のお手元に書類を配付してありますが、配付書類は当日配付書類一覧表のとおりであります。配付漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

配付漏れなしと認めます。

なお、報道機関、神静民報社様より、写真撮影、録音、タブレットの使用の申出があり、許可をいたしておりますので、御承知おき願います。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数12名中12名であります。よって、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和7年第2回松田町議会定例会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

(9時00分)

それでは、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議 長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により議長より指名いたします。4番 中津川定雄君、5番 秋田谷光彦君の両名にお願いします。

議 長 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

本定例会を開催するに当たりまして、去る5月29日に議会運営委員会が開催されましたので、その結果を委員長より報告をお願いいたします。議会運営委員会委員長飯田一君。

議会運営委員長 皆さんおはようございます。議会運営委員会の報告を申し上げます。

令和7年第2回議会定例会の招集に当たり、去る5月29日、午前9時より委員6名全員出席のもと委員会を開催し、次のとおり決しましたので御報告申し上げます。

会期は本日6月3日から6月5日までの3日間といたします。

次に、審議内容について申し上げます。本会議1日目の6月3日は、日程第1「会議録署名議員の指名について」から日程第5「一般質問」の受付番号第7号までを行います。

本会議2日目の4日は、日程第5「一般質問」の受付番号第8号から第9号を行います。本会議終了後は、大会議室において、議会全員協議会を開催します。午後は委員会活動日としますので、各委員長の指示でお願いします。委員会には必要に応じて職員をお呼びする場合がありますので、待機をお願いします。

本会議3日目の5日は、日程第6「議案第30号松田町議会議員及び松田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」から日程第12「議案第36号令和7年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」までの審議を行います。全て即決でお願いします。

その後、議会全員協議会を開催した後、本会議を開催し、日程第13「同意第

2号教育委員会教育長の任命について」は、人事案件ですので即決でお願いします。

続いて、日程第14「報告第3号専決処分の報告について（松田町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）」から日程第18「報告第7号令和6年度松田町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について」まで、担当課長からの報告の後、質疑を行います。採決は採りません。

続いて、日程第19「各種委員会委員等の諸般報告」、日程第20「委員会の閉会中の継続審査申出書」を行い、閉会といたします。

なお、本議会は定例会でありますので、会期中に追加議案などが提出された場合は審議をお願いします。また、陳情につきましては5件提出されております。議会運営委員会で審査した結果、机上配付とさせていただきますので、御覧ください。

以上で議会運営委員会の報告を終了いたしますが、不明な点がございましたら、私のほかにも委員の方がおられますので、補足説明をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

議長 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。お諮りいたします。本定例会の会期につきましては、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。よって、令和7年第2回松田町議会定例会の会期は、本日6月3日から6月5日までの3日間と決定いたしました。

議長 日程第3「町長の行政報告」に入ります。

町長 皆さんおはようございます。

鮮やかな色とりどりのアジサイが目を引くようになり、季節の変わり目を感じる今日この頃でございますが、議員各位におかれましてはますます御健勝のことと心からお喜びを申し上げます。

去る5月27日に令和7年第2回松田町議会定例会の招集告示をいたしました

ところ、議員各位におかれましては公私にわたり大変御多用のところ、議員全員の御出席を賜り、本日ここに本定例会が開催できますことをまずもって御礼を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、行政報告について、日を迫って詳細に報告させていただくところですが、皆さん方に先にお配りをさせていただいている公務報告書にて割愛をさせていただき、主な行事などについて御報告をさせていただきますことを御了承のほどよろしくお願いいたします。

初めに、4月に行われました入園式、入学式でございますが、4月4日に松田さくら保育園において22名が入園をされ、4月7日には午前中に松田小学校が71名、寄小学校が3名、午後に松田中学校が行われ、69名の入学式が行われまして、4月9日には松田幼稚園が16名、寄幼稚園が1名の入園式が行われました。

子供たちの健やかな成長と子育て世代の支援について、今後もより一層、「保育・教育関連事業を含めたチルドレンファースト推進事業」について、引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、松田山の山頂付近に、桃源郷とも言われるほどの色とりどりの花が咲きほこり、最明寺史跡公園での最明寺例祭が4月10日に開催をされました。御存じのように、最明寺は、本年度で創建804年を迎えております。最明寺史跡は、昭和46年4月に町の指定文化財として指定されておるものでございます。引き続き維持管理に取り組んでまいります。

続いて、4月27日に「生涯学習センターまつり」として、生涯学習の啓発と利用者間の交流などを図ることを目的に開催をいたしました。本年度も競技かるたや日本舞踊の体験会、国際交流ブースでのワークショップなど、子供・大人を含めて約600名ほどの方々が参加をされ、楽しんでいただきました。今後も、子供たちに夢を与えられるよう、利用者の拡大に向けて、官民連携をしながら、生涯学習センターの活用に取り組んでまいります。

次に、好天に恵まれました5月5日に、恒例の第44回寄自然休養村「若葉まつり」が、寄管理センター周辺にて開催をいたしました。今年は4日に前夜祭

が開催され、バンド演奏やカラオケ大会などで盛り上がりました。また、松田町・寄村合併70周年記念に合わせて、70匹のこいのぼりが中津川やまつり会場の上空を泳ぐ中、本年はマスのつかみ取りが復活し、参加した子供たちは大いに楽しんでおられました。ステージでは、寄祭囃子保存会や立花学園高等学校の吹奏楽部、また、ふるさと大使であります歌手の北川大介さん、また地元の方々などの出演を賜り、まつりを盛り上げていただきました。

観光協会によりますと、今年は約6,000人の観光客でにぎわったと伺っております。本年は、松田町・寄村合併70周年を迎えましたので、町といたしましても、寄地区の魅力を発信し、地域の活性化に引き続き取り組んでまいります。

次に、5月18日には、酒匂川統一美化キャンペーンが開催されまして、ボランティア等の32団体、520人の皆様方が、酒匂川及び川音川の河川内のごみ拾い等、清掃に御協力をいただきました。集まったごみは昨年度よりも多く、約850キロでございました。

引き続き、町民や来町者の皆さん方の環境美化意識の向上を図るため、自治会、各種団体、企業やボランティア等との連携による地域ぐるみの環境美化を進めてまいります。

それでは、町の決算関係について御報告をいたします。

令和7年度の一般会計と特別会計は、上水道事業会計、寄簡易水道事業会計、下水道事業会計を除いて、5月31日をもって出納整理期間が終了いたしましたので、これから計数を精査した上、監査委員による決算審査を受けるための準備を進めております。

未確定ではおりますけども、令和7年度単純差引合計の形式収支のお伝えをゆっくりさせていただきます。

一般会計の歳入総額は約60億5,500万円で、歳出につきましては55億3,200万円ほどでございまして、現時点での形式収支額は約5億2,300万円を見込んでおります。

そのうち、今年に、新年度予算に2億円繰り越しをするというふうに見込んで

でいますし、国への還付金等々がこれからまた返済がありますので、さらに計数を詰めていったときに、おおよそですけども、その中でも2億円ほど余剰金が出るというふうな状況でございます。

これは主に、歳入では、予算に比して県補助金、株式等譲渡所得割交付金や地方消費税交付金の増額、町税の増額などの影響によるものと、歳出では、地方創生臨時交付金などの有効活用に伴う各事業費の財源補正などによるものでございますが、さらなる精査を進めてまいります。

今後は、先ほど申し上げましたとおり、全会計の計数の精査を重ね、決算審査に付して、監査委員の意見をいただいた上で、第3回定例会において全会計の決算認定の御審議をお願いしますので、その節にはよろしくお願ひいたします。

さて、本日の定例会に付議いたしました議案第30号松田町議会議員及び松田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び松田町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、最近の物価高騰の影響を踏まえ、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法施行令の改正により、公費負担等の単価の引上げが行われるため、当該法令改正に準じ、所要の改正をしたいので提案するものでございます。

議案第31号工事請負契約の締結について（令和6年度松田町立松田中学校屋外運動場整備工事（繰越明許））については、松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会に提案するものでございます。

議案第32号物品購入契約の締結について（令和7年度消防団第四分団消防車両購入）、並びに議案第33号物品購入契約の締結について（令和6年度多目的トイレカー購入（繰越明許））、及び議案第34号物品購入契約の締結について（令和6年度食料運搬車購入（繰越明許））につきましては、松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会に提案するものです。

次に、議案第35号令和7年度松田町一般会計補正予算（第1号）につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業や地域公共交通確保維持・改善事業費補助金、令和6年度に実施いたしました調整給付金の不足分の支給や高齢者等エアコン設置費用助成金、あしがら花火大会負担金の増額補正などによるものでございます。

議案第36号令和7年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、法改正に伴い、介護保険システムの改修に係る経費について増額補正するものでございます。

同意第2号教育委員会教育長の任命については、令和7年6月30日をもって教育委員会教育長の任期が満了するため提案するものであります。

報告第3号専決処分の報告について（松田町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）につきましては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」が改正され、令和7年6月1日に施行されたことに伴い、同施行令を引用している条例の一部を改正することについて専決処分いたしましたので、これを報告するものでございます。

報告第4号専決処分の報告について（松田町指定地域密着型サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び松田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）について、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法令による栄養士法の改正に伴い、関係省令及び府令が交付されたため、関連する町条例を改正し、専決処分として報告するものでございます。

報告第5号令和6年度松田町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、地方自治法施行令146条第2項の規定により報告をいたします。

報告第6号令和6年度松田町上水道事業会計予算繰越計算書の報告については、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告させていただきます。

報告第7号令和6年度松田町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

は、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告をさせていただきます。

なお、定例議会でございますので、途中にて追加案件の提出があった場合につきましては、追加議案の御議決を賜りますよう、何とぞよろしく願いいたします。

以上、提案いたしました案件につきましては、議事の進行に伴い、私をはじめ、副町長、教育長、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようよろしく願いいたします。

以上が私からの行政報告です。本日は何とぞよろしく願いいたします。

議 長 町長の行政報告を終わります。

議 長 日程第4「議長の諸般報告」に入ります。

この報告は、令和7年第1回議会定例会最終日より本定例会までの報告事項について印刷をし、皆様のお手元に配付してございますが、その報告書をもって報告に代えさせていただきたいと思いますが、そのように取り扱って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。以上で議長の諸般報告を終わりにします。

一般質問に入る前に、事務局は録画の準備をお願いします。

議 長 日程第5「一般質問」に入ります。

一般質問は通告順に行います。受付番号第1号、中津川定雄君の一般質問を許します。登壇願います。

4 番 中津川 それでは、一般質問をさせていただきます。

受付番号第1号、質問議員、第4番 中津川定雄。件名、寄地区におけるスポーツツーリズム推進事業について。

要旨。寄地区では、移住定住策の一環としてスポーツツーリズム推進事業が昨年度から展開されており、みやま運動広場の人工芝化に続き今年度は管理センターの改修をメインとするスポーツツーリズム推進拠点整備事業が予定されています。

そこで、スポーツツーリズム推進事業の内容や計画について伺います。

(1) スポーツツーリズム推進拠点としての機能を有することになる管理センターは、どのように改修し活用するのか。

(2) 今後、テニスコートの整備拡充も計画されているが、附帯施設も含めた全体計画について。

(3) スポーツツーリズムの推進を将来に繋げるためには、多様なスポーツの受入れ環境を構築する必要があると考えるが、町の考えについて。

以上、よろしく願いいたします。

町 長 それでは、中津川議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

「スポーツツーリズム推進事業」につきましては、これまでも御説明をさせていただきましたとおり、令和5年3月末に「地域住民等で構成された寄地区の幼稚園・学校教育についての検討委員会」から頂きました提言書を踏まえ、「寄幼稚園と寄小学校の存続」を主たる目的として、その目的の達成に向けた取組の一つでございます。

今回、計画をさせていただいている寄自然休養村管理センターは、1978年（昭和53年）になりますけども、に開設をし、築47年が経過しており、老朽化が進み、施設の仕様が現代のニーズに合わない状況であるため、これまで行ってきました「まちづくり座談会」での要望や意見、さらには令和5年度に設置いたしました「寄地区活性化協議会」からの提言を参考に、資材や物価高騰など現在の社会情勢等を踏まえ、寄管理センターを新たに、仮称でございますが、「寄・里の駅」の役割を担う施設として改修し、同時に周辺施設と一体的な整備を行うことにより、管理センターを中心としたスポーツツーリズム推進の拠点としての新たな役割を果たす施設として整備を行う計画としております。

整備に当たり、管理センター施設改修工事等には多額の費用を要するため、今年度、国の補助金（新しい地方経済・生活環境創生交付金、いわゆる（第2世代交付金））の申請を行ったところ、何とか令和7年度事業の交付金の採択を受けましたので、現在、公募型プロポーザル方式による事業者の選定を行っているところでございます。

また、令和7年度は、スポーツ振興くじ（t o t o）の助成金を活用した施設整備も行う予定としております。

なお、国の交付金は、全事業期間を3年間というふうにしておりますことから、寄地区におけるスポーツツーリズム推進事業は、令和8年度、9年度にも継続として行う計画、予定としております。

それでは、1つ目の御質問にお答えをいたします。改修後の管理センターの機能や活用につきましては、昨今の観光ニーズを満たし、また、各種意見、要望等を踏まえ、次の3点を考慮しております。大きくですけどね。

1点目は、寄地域の観光の核となるために必要とされる総合的な窓口機能や昨今のニーズに合った機能を備えた施設。

2点目は、情報発信の機能としてサイネージの活用など、デジタル化を推進したもので、地域の魅力の発信の強化を図ることを備えた施設。

3点目は、子供から高齢者まで多世代の方々が集う場所、並びに生活必需品はもちろんのこと、観光客向けに地域の特産品を販売する施設。

それらを踏まえた具体的な改修概要を申し上げます。

鉄骨造2階建ての管理センターの1階につきましては、談話スペースやミニストアスペース、浴室の拡充、サウナの新設、あとはトイレと食堂の改修。受付窓口カウンター及び事務スペースの配置替えなどを予定しております。

2階につきましては、客室の床のフローリング化など内装の更新や水回りの改修などを予定しております。

外装につきましては、里山地域の拠点となるエリアにふさわしい時流に即した木質化された外観への改修を行い、設備面では、まきボイラーや省エネ、再エネ設備の導入も予定しております。

また、屋外にトイレ兼情報コーナーの新築と外構工事として管理センター南側スペースに駐車場を整備し、案内看板などの設置を予定しております。

さらに、寄みやまグラウンド屋外トイレの建て替えや3オン3ができるバスケットコート、グラウンドの照明のLED化やネットフェンスの新設、公園施設のリニューアル、市民農園内に約260台程度の駐車場整備を行うなど、管理

センターを中心に新たな整備を予定しております。

2つ目の御質問にお答えします。1つ目の御質問で御説明したとおり、補助金申請での計画では、2年目となります令和8年度につきましては、寄テニスコートの全面的な再整備と増設、さらには更衣、シャワー、トイレが備わっている施設の設置を行う予定、計画でございます。3年目の令和9年度につきましては、寄みやまグラウンドのクラブハウスの整備などを予定しており、多様なスポーツ団体・アスリートの受入れ環境を整え、幅広い層が集うエリアとしてPR活動に取り組むとともに、大規模なスポーツイベントの開催・受入れを進めていくことを計画しております。

次に、3つ目の御質問にお答えいたします。スポーツツーリズムの推進といたしましては、特定の競技や種目を指定した上にて、事業推進を図るということよりは、利用者の要望を酌み取り、町内の各施設を活用し、幅広く受け入れることを通じて、来町者、宿泊者の増加から地域経済を刺激することにより、地域の活性化を図り、将来的には移住定住につながりを持たせたいと考えております。

寄地区にて活用できる施設といたしましては、多目的かつ多種目に活用できる「寄みやま運動広場」につきまして、現在、スポーツ振興くじ助成金を活用して、野球やソフトボール、サッカーやバスケットボールに必要な物品の整備を進めております。また、「寄テニスコート」を活用したテニスや寄小学校体育館ではバレーボールやバスケットボール、バドミントンやボッチャ、さらには昨年度、フットサルにも対応できるよう防球ネットも整備させていただきました。そのほか、企業が行う運動会や鬼ごっこ、隠れんぼなどを誘致するなど、使い方は創造力次第で数多くあると考えています。

今年もスポーツツーリズム事業を通じて、来町者と地元の方々との交流や地元での課題解決を一緒に行うなど、スポーツによる交流人口の増加を図ることにより、主たる目的である寄幼稚園、小学校の存続に向け、若年世帯の移住定住へとつなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

4 番 中 津 川 御答弁ありがとうございました。

それでは再質問をさせていただきます。

第6次総合計画の後期まちづくりアクションプログラムが2023年度からスタートし、寄地区のまちづくりの方向性と取組において、新規事業としてスポーツツーリズムの推進が位置づけられました。

これまでの寄地区における活性化策は、自然豊かな環境を生かした自然体験や収穫体験、養漁組合やドッグランなど、観光交流施設の利用のほか、期間的には短いんですけども、ロウバイまつりやしだれ桜まつりのような、花木の鑑賞を中心としたイベントの開催でした。

寄地区における近年の人口の推移を見ますと、平成12年に2,424人であった人口は、25年経過した今年は約1,400人まで減少しており、この間、寄中学校は72年の歴史に幕を閉じ、平成31年3月末をもって閉校になりました。

幼稚園や小学校の存続については、先ほど答弁でございましたけども、検討委員会から、今後も存続させることが望ましいとの提言がありましたが、存続させるためには、寄地区への子育て世代の移住定住を図るための施策が必要になります。

寄地区への新たな集客、関係人口の増加により、地域経済が安定し、地域のなりわいが成り立ち、生活が安定し、安心して生活できることが、移住定住の可能性を高めることにつながっていきます。

この政策の一つが寄地区におけるスポーツツーリズムの推進であり、推進事業を開始した翌年、昨年度ですけども、みやま運動広場の人工芝新設工事が着手され、今年1月にはリニューアルセレモニーが開催されまして、現在、週末や休日には小学生から一般の方まで多くの方が利用されています。

スポーツツーリズムの推進については、これは一過性のものではなく、寄地区の将来にまで継続すべき施策です。グラウンドの人工芝化に続き、今年度、築47年の自然休養村管理センターがスポーツツーリズム推進拠点として改修されますが、将来に向けた投資的事業が継続して実施されることに、町の取組姿勢を強く感じ取ることができます。

それでは、質問をさせていただきます。5月1日に設計施工管理一括発注業務プロポーザル公募募集要領が公示されました。この事業名称が、これ仮称なんですけども、寄・里の駅となっていました。予算書のほうでは、スポーツツーリズムの推進拠点としてなっていますが、名称がこの寄・里の駅になった経緯について伺います。

里の駅と聞くと、地元で取れた農産物だとか果物、直売所でお土産を売ったり、レストランを含めた複合施設をイメージするんですけども、里の駅という、まあ仮称ですけども、なった経緯についてお聞かせください。お願いいたします。

参事兼観光経済課長 まず、結論から申し上げますと、交付金を、補助金を受ける上で採択しやすい名称とするために、（仮称）寄・里の駅としたものでございました。

経過につきましては、先ほどの質問のとおり、整備に当たって採択を受けた国の交付金では、スポーツツーリズム推進拠点整備事業として交付金を申請しております。申請書の中で寄休養村の管理センターをリニューアルして、寄地区を訪れる観光客の受入れ環境を整え、（仮称）寄・里の駅としまして、改めて観光振興の拠点としての機能を復活させ、寄地区全体の観光客を増加させるためにこの名称を使用したものでございます。最初の答弁と重なりますが、イメージをしやすい複合施設として、しやすい交付金を受ける上での（仮称）寄・里の駅とした、こういった経過がございました。

なお、公募型プロポーザルでの選定に当たっても、この名称を引き続き使用しているものでございます。

以上です。

町 長 すみません、補足させてください。

この地方創生のお金の交付金ってそんな簡単に提出すれば絶対当たるとかというものではなくて、非常に厳しいので、私たちも何回もチャレンジして落っこたされたというか、不採択のことがありました。

それでちょっと言葉がちょっとニュアンス的にあれなのでちょっと補足させてもらうんですけども、採択しやすいという言葉をちょっと使った気がしたん

ですけど、採択されやすいような名称にして、これだったらいけるんじゃないかというふうな名前でも出させてもらいました。これまでも、やっぱり採択を受けるためにはやっぱり名称って物すごく大事なわけなので、それに、まさに例えばよくある道の駅とかということからすると複合的なイメージがあって、それをやっぱり審査員の人たちにもやっぱりイメージが付きやすい、分かりやすい名称にすべきだなということの中で、あくまでも採択を受けやすい名前に、一応申請のときには我々のほうで知恵を出して、出させてもらったというふうには御理解いただければと思います。

ですので、ここから正式に建物が完成した後は、また皆さんたちから愛称とかいろんな募集をさせてもらって、とにかく地域の方々が要は寄りやすいような、あと、そこに寄ったら町外から来た人たちと仲よくなりやすいようなね、そんな場所にしていきたいというような思いはありますので、はい。勝手に名前がつけたんじゃないなくて、申請しやすいようにということで御理解ください。

以上です。

4 番 中 津 川 私もいろいろと現役のときにいろんな国庫補助の申請だとかしているんで、採択されやすい名称ということで、その辺は多分そうではないかなという思いもあって質問をさせていただきました。

いずれは正式名称、ね、いろんな形で公募だとかあると思うんですけども、またどんな名前が、ネーミングになるか、ちょっと期待したいと思います。

次に、前回の定例会において、一般会計の予算審査特別委員会の報告についてですけども、スポーツツーリズム推進拠点整備については、住民の意見を反映し、工事の際は施設の利用者に配慮されたいというふうに申入れをしています。

この公募型のプロポーザルの実施要領によりますと、スケジュール的には7月から設計業務に着手する予定になっていますけども、住民や関係者の意見を聞く機会がこれからあるのでしょうか。また、施設利用者に対してどのように配慮をされるのか伺います。よろしく申し上げます。

参事兼観光経済課長 先ほどの町長の答弁の繰り返しになりますが、住民や関係者の意見を聞く機会としまして、これまでまちづくり座談会での要望や御意見、さらには令和5年度に設置いたしました寄地区活性化協議会におきまして、ここで2つ大きなテーマがございまして、地域の活性化ともう1つは人口減少対策、こういった2つのテーマについて協議を重ねていただきましたところ、この6つの提言をいただきました。この提言をはじめまして、住民や関係者の各種意見、要望を踏まえるとともに、利用者にとって配慮した施設とするために、寄・里の駅ということで改修をいたします。

また同時に、施設の周辺施設につきましても、具体的な整備を行うことによりまして、管理センターを中心としたスポーツツーリズムの推進の拠点として新たな役割を果たす施設として整備を行う計画としております。

なお、関係者や意見を聞く機会としましては、協議会は令和5年度に発足されましたが、現在も審議をしておりますので、こういった場で引き続き意見を聞いてまいりたいと考えております。

改修内容につきましては、これまで賜った御意見等を入れまして、用途については可能な範囲にて対応できております。今後はソフト面としまして、運営面、使い方において、引き続き協議会などで意見を賜りまして考えていきたいと思っております。

もう一つ、利用者への配慮につきましては、令和7年3月から貸出しを開始した中で、管理者であります有限会社みやまの里、並びに町観光経済課で、利用者からの御意見や御要望を聞いております。町と管理者で定期的に経営会議というのを考えております。利用者または関係者からいただきました多様なニーズに対しまして、安全、快適で便利に使える環境を整えることがとても重要であると考えます。経営会議の中でよりよい施設や運営ができるよう、情報共有、交換を行ってまいりたいと考えております。

4 番 中 津 川 ありがとうございます。7月までの間に、もう新たに意見を聞く機会はないということで、これまでの地域座談会とか活性化協議会の提言を反映させるということで理解をいたしました。

利用者への配慮については、特にグラウンドはずっとね、貸し出していますので、グラウンドの利用者あるいはセンターの中の食堂とか、そういった利用者の方に安心して利用できるように、指定管理者のほうとよく調整をしていただきたいというふうに思います。

続きまして、スポーツツーリズムの拠点として整備はしますけども、地域の内外を結ぶハブ、交流拠点としてのハブとしてハード整備はできますけども、完成した後に、いわゆる利用者に対して満足の高いサービスを提供するには、適正な人材配置とか財政的な支援など、ソフト面の確保というのは大変重要であると考えます。拠点整備後のソフト対策についてはどのようにお考えなのか伺います。よろしくをお願いします。

参事兼観光経済課長 寄地区活性化協議会から、地域の内外を結ぶ交流拠点、ハブの創出が重要でありますというような御提言、御意見をいただいております。なお、交流拠点では寄自然界管理センターを想定するというようなことを提言の中で書かれております、いただいております。

今の御質問のとおり、管理センターが地域内外を結ぶ交流拠点として果たす重要性はとても大事なんですけども、ソフト面としまして大きく3点考えます。地域資源の発信と共有の場、2点目が地域住民と来訪者のつながりの創出、3点目としては地域活性化の推進などでございます。

管理センターは、こうした交流と共創の場として地域の未来を形づくる役割を担っていると考えております。しかしながら、この管理センターはこれまでの使い方や客層を考えますと、ハブとしての機能を果たしていない面がございました。例えば、談話スペースがあるようでないとか、日帰り客がお風呂を使えないとか、買物をする場所がないとか、気軽に寄れる場所、イメージがないとか、そういったイメージがございました。

このため、新たにイノベーションすることによりまして、スポーツ団体や寄地区を訪れる観光客の需要を満たし、改めて管理センターが寄地区における町内外の方々の交流振興の中心として役割を果たすことができるよう取り組んでいくものでございます。

具体的には、浴室と、すみません、こういったものでございます。具体的に整備には、浴室、浴室と更衣室を広くいたしまして、新たに地場産品の直売コーナーや情報コーナー、サウナといった機能を追加しまして、スポーツ施設利用者だけではなくて、ハイカーやバーベキュー、川遊びに来られたお客様を迎えることによりまして、施設の魅力向上を図ります。それにより施設利用者並びに観光客の受入れ機能を飛躍的に高め、集客力を高めていきます。

ソフト面につきましては、人材等もすごい大事でございますので、こういったソフト面の対策事業を行っていくためには、御質問のとおり、適正な人材配置は必要と考えます。交流拠点、受入れ施設として、コーディネート、調整する方なんです、そういうコーディネートができる人材をみやまの里と町と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

4 番 中 津 川 ありがとうございます。指定管理者のほうと調整して、人材配置、適正な人材配置とかを検討していただきたいというふうに思います。

以前、地震・災害対策で質問させていただきましたけども、町の公共施設等総合管理計画によると、管理センターの耐震診断、これはまだ未実施というふうになっていましたけども、今回大規模改修が行われますけども、地震対策としてどのような改修予定されているのか伺います。

参事兼観光経済課長 今回の御質問のとおり、老朽化が進んでおりますので、このプロポーザルでは、耐震化工事ということで応募の要領の中では書かせていただきました。また、外部の改修工事につきましては、20年以上の耐久性がある仕様の御提案をお願いしております。

耐震化工事につきましては、まず、対象施設の耐震診断を行いまして、診断結果に基づいて耐震の改修計画を立案します。提案によりまして、耐震改修が必要となった場合は、耐震補強など、建物の構造や状況に合わせて適切な方法を選択して実施することになりますので、その提案によるものでございます。耐震化ということで公募にも書いてありますので、それに向けて提案をしていただく予定でございます。

4 番 中 津 川 まず耐震診断を行ってからということですが、以前から私が言っているように、管理センターは不特定多数の方が利用されていますので、いつ何どき、どのようなことが起きるか分からないので、なるべく早く、今回のこの改修に合わせてしっかりとした耐震対策をしていただきたいというふうに思います。

次に、この推進拠点整備事業の中に市民農園の駐車場化というのが計上されています。みやまグラウンドが人工芝化されて利用者が大変増えていまして、来場者の方はほとんど車でいらっしゃいますけども、受け入れ態勢としての駐車場が少ないことから、駐車場の整備は、早急な駐車場整備が望まれています。

駐車場予定地についてはふれあい農園ということですが、もともとあそこは農地だったので、駐車場化をするには農地転用など農地法の手続が必要になりますけども、その手続にはかなり時間を私は要すると思うんですけども、農地転用の手続も含めて、どのようなスケジュールで今後整備するのか、その辺を伺います。

参事兼観光経済課長 今の質問にありましたとおり、現在、市民農園として町がお借りしております農地の一部を駐車場に転用いたします。このお借りしている土地につきましては、地権者が複数名おるために、農地転用をするには町が主体で行います。町の農業委員会を經由しまして、神奈川県知事の許可が必要になります。

今年度駐車場として整備を予定する農地転用につきましては、面積要件から神奈川県での許可の過程で、神奈川県農業会議、ここで常設委員会というのは月1回行われるんですが、常設委員会での意見聴取と回答を得る必要がございます。そういったことから、順調に進めても、許可まで約3か月かかるというふうなことで、県と調整をしておるところでございます。

スケジュール的なことにつきましては、現在、町と県が農転に当たりまして、事前協議を行っております。9月に神奈川県からの農地転用の許可を見込んでおりますので、その後、10月に工事の着手、できればロウバイまつりに間に合いますように、12月末までの工事の完了をやる予定をして、町では計画を

しております。

以上です。

- 4 番 中 津 川 今、スケジュール的なことも、ロウバイまつりに間に合わせたいということですが、農地法の手続以外についても、あそこは河川に隣接しているので、河川区域じゃないとしても、河川保全区域とか、またほかのいろいろな法的な手続も必要になろうかと思うんですけども、その辺はどういうふうに把握されていますか。ちょっと確認させてください。

参事兼観光経済課長 町で確認した中では、他の法令が3つございます。今おっしゃいましたとおり、河川法ということで、当該の事業範囲の一部が河川保全区域の中に入っていますので、許可案件でございます。

2つ目が、土壌汚染対策法ということで、面積の合計が3,000平米以上となる土地の掘削やその土地の形質の変更、形質の変更というのは盛土または切り土といったものでございます。こういったことを行う場合は、県知事に必要事項を届けなきゃいけないというものがございます。

3つ目は、宅地造成及び特定盛土等規制法ということで、この法律は、当該の箇所は宅地造成等工事規制区域内に当たりますので、神奈川県内の許可案件となります。

こういった3つの、把握して確認した中では3つの法令、届出とか許可がありますが、こちらについて鋭意進めてまいりたいと考えております。

- 4 番 中 津 川 ありがとうございます。農地法の関係以外にも幾つか手続が必要だということなんで、先ほどのスケジュールに沿うように、いろんな手続を並行して進められるようお願いいたします。

次に、テニスコートのほうの質問に移らせていただきます。昨年度当初、老朽化したコートに穴が空いて、3面のうち1面は、長期間使用できない状況にありました。

昨年の9月の定例会において一般会計予算の補正がありまして、観光スポーツ施設整備事業として、寄テニスコート改修工事の工事請負費が90万円が増額補正されましたけども、部分的な修繕が完了し、一般の利用者に供されたの

が今年の3月、年度末です。

この間、利用者から、まだ修繕できないのか、まだ使えないのかというような不安の声が聞こえたようですけれども、スポーツツーリズムを推進するには、あまりにも対応が遅過ぎるというふうに考えますが、その辺の御見解を伺いたいと思います。

参事兼観光経済課長 まず、経過について御説明をいたします。寄テニスコートは3面ございまして、1面であるAコートを整備する予定で進めておりました。Aコートというのはお茶の工場に近いほうでございます。その後、御質問にありましたとおり、Bコートということで真ん中のコートにつきましても、芝の一部の損耗が激しくて、整備が必要となりました。9月の補正予算で、増額補正ということでお認めいただいた経過がございます。

Bコートの分をお認めいただきまして、Aコートと一緒に整備したほうが安価でありまして、修繕に時間を要してしまったこともあるので、A、Bと一緒に入札ということで行いましたが、1回不調になってしまいました。再度入札を行ったことなどから時間を要した経過がございました。

御指摘はごもっともと考えますので、スポーツツーリズムを推進する上でも、また何事も事業を進める上でも早く進めていけるように、今後は取り組んでまいります。

4 番 中 津 川 今のお話の中で、入札が不調にあったというようにおっしゃられましたけれども、補正予算で増額90万円しているんですけども、入札が不調になったというのは、要は基のお金が足らなくて不調になったということだと思っておりますけれども、そうなりとやっぱり予算を確保するときには、しっかりと積算をして、本当に必要な額を求めるべきではないかと。そうすれば、ある程度プラスアルファ少し余裕を持って予算を確保されたほうがいいのかなというふうに、今ちょっと感じました。

それから次ですけれども、昨年度、観光振興費としてシャワートレーラーが予算計上されました。予算は1,100万円です。また、企業版ふるさと納税で、トイレ、シャワー、洗面台が設備されているトレーラーハウスが1台寄附されま

した。

今年1月の21日の議会全員協議会の説明では、トレーラーハウスは寄テニスコートでの活用もあり得るといったことでしたけども、シャワートレーラー、それからトレーラーハウスをどのように活用されているのか、確認をさせていただきます。

参事兼観光経済課長 シャワートレーラーにつきましては、交付金、防災型というのがあるんですが、それで採択を受けまして、防災型ですので、災害時の衛生環境を向上させるため整備するものでございますので、平時の際には、寄テニスコートを軸に考えておりましたが、現在、設置場所につきましては、改めて検討しておるところでございます。

企業版ふるさと納税でのトレーラーハウスにつきましては、西平畑公園内で活用するために既に設置しております。

以上です。

4 番 中 津 川 令和8年度にテニスコートの改修を予定されていますけども、改修ですとか全面改修、あるいは増設、附帯施設を含めた整備が完了するまでにはかなりの時間を要しますので、整備が完了するまでの間、こういったトレーラーハウスなどをテニスコートに配置して、利用者の利便性を向上するよう要望しますが、なかなかあそこを考えると、トレーラーを入れる道路が狭いというんですよね。その辺がちょっと課題なんですけども、検討のほうはひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、先ほどの答弁の中で、テニスコートの全面的な再整備と増設については、令和8年度、来年度に計画しているということですが、増設する場所、附帯施設の場所の用地は、一応どのように今計画されているのか。

また、そういった関係で地元の方々とか地権者への説明のほうの予定について、伺わせてください。お願ひします。

参事兼観光経済課長 先ほどの町長答弁にもございましたとおり、交付金では令和9年度までの計画の申請を提出しております。寄テニスコートの整備につきましては、令和8年度の整備予定で計画をさせていただきましたが、現時点では国の交付金は2

年目以降の交付額が担保されているわけではないというような記載が書いてあります。

整備内容につきましては、寄テニスコートの整備としまして、既存のコートの芝の張り替え及び3面の増設ということで、合計6面を整備することとして申請書類は書かせていただきました。

御質問の場所につきましては、今ある寄テニスコートの近い場所に、管理の面でもそういったことで予定をしたいと思っておりますが、具体的な土地とか土地の地権者とか、そういった交渉とかはまだ行っていないような状況がございます。

いずれにしても、この計画は今後の状況次第と考えますので、こちらにつきましてもスポーツツーリズムのほかの事業と並行して進めていきたいと思っております。

4 番 中 津 川 ありがとうございます。用地については、まだ具体的な箇所は決定していないということですが、地元の方に協力いただいて、うまく、粘り強く説明をしていただいて、同意を取っていただければというふうに思います。

次に、3つ目の質問ですが、多様なスポーツの受入れ環境の構築についてです。自然豊かな寄地区においては、将来にわたりスポーツを通じて地域経済が安定し、安心して生活できるということになると、移住定住の可能性が高まります。それには、みやまグラウンドを活用したサッカーや野球だけではなく、多様なスポーツができる環境を構築することが必要であると考えます。

自然豊かな寄地区にはハイキングコースも多く、虫沢古道を守る会では、はなじょろ道の全面整備やタケ山古道の復活などをボランティアで行っています。今年3月には、タケ山展望台から見える丹生山系を紹介した大きなパノラマ写真看板も設置をしました。多くのハイカーに安全に登っていただきたい、素晴らしい自然環境を楽しんでいただきたいという思いで活動をされています。

登山道や遊歩道も観光資源ですが、これを有効に活用し、多様なスポーツの一つとして、ハイキングコースや登山道もスポーツツーリズムの推進に位置づ

けることが必要だと考えますけども、この辺いかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

参事兼観光経済課長 首都圏におきまして山林が多い松田町の特徴から、登山家、ハイカーが多い状況は御承知いただいていると思います。このような方々が継続して松田町に来ていただく確保策としても、スポーツツーリズムとして捉えた中で、ハード面とソフト面の両面で推進していかなければならないと考えておりますので、このスポーツツーリズムの推進に位置づける必要を町としても考えております。登山道や遊歩道、こういったものにつきましても、スポーツツーリズムの一つに位置づけたいと考えております。

4 番 中 津 川 大変前向きな回答をありがとうございました。今、スポーツリズムの推進に位置づけて、ハード面もソフト面もお話がありました。特にハード面についてですけども、以前に質問させていただきましても、例えばシダゴ山のハイキングコースのトイレ、それから虫沢第六天の老朽化した仮設トイレ、これを改修して、やっぱり快適にハイキングができる環境、これを整えることも必要であると考えますので、よろしく願いいたします。

また、もう一つ、ソフト面では、ハイキングコース、登山道の四季折々の見どころを紹介するというのも地域の情報発信につながっていきますので、そちらのほうの強化も図っていただきたいというふうに思います。

それから次ですけども、山や森林を利用したスポーツの一つにトレイルランニングがあります。起伏の多い自然の中を駆け抜ける、こういう爽快感が魅力で、ロードにはない面白さがあると言われていまして、健康増進やこれは地域振興など様々な効果があるというふうにされていますが、町として、このトレイルランニングの導入についてはどのようにお考えなのか伺います。

生涯学習推進課長 生涯学習推進課、遠藤でございます。よろしく願いいたします。

トレイルランの関係となります。

以前、寄自然休養村「若葉まつり」のときにボッカ大会というんですか、競争などが開催された経過もございますので、そういったことも参考としながら、寄地区のハイキングコースに町内外の方が多く訪れていただく策として、

ハイカーとのすみ分けもやはり必要だと思いますので、そういったことを課題整理を含めて、トレイルランにつままして研究、検討をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

4 番 中 津 川 ありがとうございます。今、ハイカーとランナーとのすみ分けというお話がありましたけども、確かにランナーと一般のハイカーの接触事故とか、そういった増加が今ちょっと問題になっています。ほかのスポーツに比べると、そういった面ではけがとか事故になりやすい、ちょっと少しリスクの高いスポーツかなというふうに思いますので、導入については慎重に検討させていただきたいというふうに思います。

続きまして、先ほど答弁の最後に、スポーツツーリズム事業を通じて来町者と地元の方との交流を図るというふうにありましたけども、スポーツツーリズムを推進する取組については、スタートしてまだ3年目ですから、寄地域全体にあまり浸透していないというふうには考えます。地域住民の理解を深めて、地域全体でこの事業を推進していくには、住民自らもスポーツに親しむことが大変大切であると思いますけども、来町者と地元住民との交流について、これはどのように考えていらっしゃるのか、何か検討しているのか、その辺を伺います。

参事兼観光経済課長 管理センターは、寄地区のスポーツ、観光の玄関口として、観光情報の取得や飲食、宿泊、物販、休憩機能が整ったものとして、寄・里の駅としまして整備をする予定でございます。

ここに地域の人、物、情報、魅力が集まる拠点となることで、訪れた観光客、特にスポーツ利用で定期的に訪れる多様な人々に対しまして、地域住民が地域資源を活用したアクティビティ、収穫体験や川釣り、山岳ガイド、こういったものがアクティビティと考えられますが、そういったものを提供する場となったり、交流することになるというものでございます。

みやまグラウンドを人工芝生化させていただいたことも踏まえまして、例年、松田中学校で実施してきましたまつだスポーツフェスティバルにつまましても、みやまグラウンドで開催できるよう、今年度開催できるよう企画を進め

ております。

また、この中でスポーツ著名人を迎えまして、イベントに町民の方の参加枠を確保した上で、町外からの参加者も募り、一緒に取り組み交流できるような企画をしたいというふうなことも考えております。

こうした様々な施策によりまして、寄地区の新たな事業、雇用が創出されてきて、にぎわいが波及していければというふうなことで考えております。

以上でございます。

4 番 中 津 川 スポーツフェスティバルを今度はみやまグラウンドでやるということですが、ちょうど今年合併70周年なんで、それにふさわしいイベントになればいいかなというふうに思います。

それでは、あまり時間がなくなってきましたんですけども、最後の質問ですけども町長に伺います。町長は、寄地区の将来像をどのように描かれ、推し進めているのかお聞かせください。よろしくお願いします。

町 長 御質問ありがとうございます。一応報告も兼ねてやっておきますけど、まず、スポーツツーリズムの補助金が今まで2打席0安打だったのが、今年ヒットしまして、補助金が700万ほどもらえるように新たになりました。これ予算は当初予算から組んでもらったことですが、この予算を使って人的配置をやって、今、ハード整備というのは基本的に点なので、点と点をつないで、また自然体験も含めてなので、あの辺をツーリズム的に動かす観光の専門家のような人がいらっしゃるんで、そういうのを導入しながら、みやまの里を掛け算しながらやっていこうかなというふうになりました。その辺の財源も確保できたので、人も確保していこうと思っていますので御安心ください。何せうちが地域おこし協力隊の対象地外なので、都市圏がですね。なので、そういった補助金を充てながらやっていこうと思っています。

御存じのようになるといいますか、もうとにかく寄の幼稚園と小学校をしっかりと子供たちが来てもらえるような格好で、今回はスポーツを通じて関係人口の創出をやって、それで松田、寄に来ることによって本当によかったねというふうなことから、移住定住に図ってまいりたいというふうなことを考えておりますの

で、そこでプラスアルファ、仕事場が当然できるようにしていきたいと思っていますから、大きく言うと、本当に人がたくさんいることによって、地域の活力が生まれてくるとお思いますので、もう本当、やっぱりにぎやかな、子供がやっぱり1学年10人ぐらいは欲しいですね。そこは本当に目指して行ってみたいと。10人は少ないですかね。ぐらいを目指しながら前に進めていきたいというふうに考えています。

以上です。

議 長 中津川君、端的にお願いします。

4 番 中津川 ありがとうございます。町長が言われるようにですね、学校や幼稚園から子供たちのにぎやかな声がたくさん聞こえてくるような地域になればいいかなというふうに私も思います。

ちょっと、最後、まとめになりますけども、寄地区におけるスポーツツーリズムを推進については、令和7年、8年、9年というふうに継続されるということですけども、この整備費用については、全体事業期間を3年とする国の交付金を活用して、町の実質負担を軽減するということですので、内容をさらに精査していただくとともに、地域や関係者の意見が反映された施設整備をしていただくようお願いをしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長 以上で中津川定雄君の一般質問を終わりにいたします。

暫時休憩します。10時25分再開といたします。 (10時11分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (10時25分)

引き続き一般質問を行います。

受付番号第2号、田代実君の一般質問を許します。登壇願います。

8 番 田 代 それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。受付番号第2号、質問議員、第8番 田代 実。件名、市街地再開発事業に係る都市計画決定等について。

要旨。現時点の計画では、新松田駅北口地区市街地再開発事業に係る都市計画決定は令和7年11月に、再開発（マンション他）の工事は令和10年5月に着

工して、11年12月に完成とのことですが、次のことについて町長にお伺いします。

(1) 再開発は地権者や県との様々な調整があることから、当初計画より延伸している。最大で何年の完成を見込んでいるのか。

(2) 再開発ビル等の建物の他に、駅前広場や自由通路などに係る町の工事負担額は、10億6,000万円から33億6,500万円に増加したので、23億500万円増加しています。総工事費147億6,000円に対して、町の財源は23%になり、今年度の財政運営が懸念されます。影響についてどうなのでしょう。

それで、3点目の質問なんですけれども、これについて一般質問の締切りが5月19日でした。それで、22日に臨時会が開かれて、自粛条例が廃止となりました。そのようなことから、少し文章を変えさせていただいて朗読させていただきますので、御承知おきください。

(3) 再開発事業は4年ほどの歳月を要し、町の未来がかかる最大の事業です。一方、町長が定めた多選自粛条例は、5月22日の臨時会で廃止となりました。町長の任期は9月ですので、4期目の立候補についてどのように考えるか。

この質問に対して、計数、または詳細は、担当課長からお願いします。政策、また3番目のことについては、町長に回答をお願いします。私の質問は、3番目は1番、2番に非常にかかっておりますので、詳細のお話をこれから聞いた後に、その後、町長、最後のお答えをお願いいたします。初めに前半戦でいろいろやらせてください。

ですから、今回の回答は、1番、2番ということで、よろしく申し上げます。順番がありますので、よろしく申し上げます。これは私からの要望でございます。

議 長 よろしいでしょうか。

町 長 ということで、田代議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

まず、新松田駅北口市街地再開発事業の進捗状況を申し上げます。現在、新松田駅北口地区市街地再開発準備組合にて、事業性及び地権者の協議状況等を

踏まえ、市街地再開発事業の都市計画決定区域について、検討・協議を行っているところであり、6月中旬に開催予定の準備組合の総会にて、施行区域を定める議案の上程を予定されており、議決されれば、その後、町へ都市計画決定に向けた要請がされるものと伺っています。

この要請を受けた場合、町行政として総合的に新松田駅周辺の将来の在り方を判断した後、速やかに都市計画法に定める手続を開始し、町民説明会の開催や都市計画審議会における審議など、法に基づいた手続等を経て、11月に都市計画の決定を目指しておるところでございます。

それでは、1つ目の御質問にお答えをいたします。新松田駅周辺整備事業は、平成31年3月（基本構想・基本計画策定時）にお示しをしたスケジュールでは、令和8年度に完了を予定しておりましたが、令和元年度から始まった新型コロナウイルス感染症等の影響により、約3年遅れにて進捗しているところでございます。都市計画決定後においては、令和8年度に本組合の設立、令和9年度に権利変換計画の認可など、事業の実現に向けて、より具体的となる段階において調整事項はさらに多く、複雑となっていくことを想定しています。

また、地権者との調整については、事業協力者である株式会社マリモを中心に、事業検討エリア内の地権者40人のうち、現在は33名で構成されております準備組合にて、議論や理解を深めた中で調整を図ることとなり、さらには、本組合設立や権利変換計画の認可権限を有し、国とのパイプ役を担われる神奈川県においても、法的な側面から事業実施への御指導を賜り、補助金等の財源確保もしっかりと調整しているところでございます。

「完成を見込んでいる時期」につきましては、今後もこうした高度な調整・対応をクリアしながら、現在、お示ししているスケジュールどおり、事業完了を令和11年12月、まちびらきは令和12年1月を目標として取り組んでいるところでもあります。

続きまして、2つ目の御質問にお答えをいたします。町の財政負担増に関しましては、毎年3月定例会の全員協議会にて試算内容をお示ししたとおり、総事業費147億6,000万円のうち、事業施行者である組合負担と国・県補助金を除

いた町負担額は33億6,500万円を見込んでおります。

その内訳を申しますと、ペDESTリアンデッキを含む駅前広場や道路の整備に要する経費として約15億500万円、再開発ビル内の通路やエレベーターなどの共用部の整備に要する費用の一部を対象とした補助金として約11億8,000万円、新松田駅の橋上改札設置に要する経費として約1億9,000万円、子育て交流施設を検討している公益的施設で約3億9,000万円となります。

財源といたしましては、今年度末に10億円となる積立の基金を充て、残り約23億6,000万円は借入れとなる起債を予定しています。

以上、試算額につきましては、町の将来財政推計に算入し、再開発事業にて町が負担する年度ごとの事業費を支出に組み入れ、全体の収支計算を行っており、その上での現在の推計においては、後年度の財政運営に影響がないことを見込んでおりますが、そこには、私が今までやってきた実績と経営感覚をもって行政経営を行った場合でのシミュレーションとなっていることを申し添えておきます。

最後に3つ目になりますけども、先ほど言われたような対応をさせていただきます。

以上でございます。

8 番 田 代 では、1番から順に詳細について質問させていただきます。予定どおり、令和11年に完成して、翌年の12年1月、これはまちびらきというふうな回答でした。

その説明の中で一つ気がかりな点について、担当課長にお尋ねします。この今の回答の中では、準備組合から本組合設立、これが一つのポイントになるのかなど。それと本組合を設立しましたら、再開発ビルの工事着工をするのに向けて動き始めると。そのような中で権利変換、こういったものが少し時間がかかるのかなど。組合の内部の部分については、詳細は私、質問するつもりはございませんけれども、今、工事費がかなり高騰しております。そういったものも反映した中で、権利変換、この計画を認可してもらわなければいけないと。

ここで担当課長にお尋ねするのは、ここに少し時間がかかるのかなと。私個人的には、12年1月、まちびらきというふうなことで目標を立てていますが、ここで少し延びて、1年ぐらい遅れるのかな。延びて13年1月まちびらきだと思うんですけども、この辺について、今現在の状況を踏まえて、担当課長に回答をお願いいたします。

まちづくり課長　それではお答えをさせていただきます。

今、御質問にありました準備組合から本組合への移行ですね、これというのはやはり相当にいろんな調整事項がございます。前提として違いますのは、今、準備組合は、いわゆる本当、任意の組織ではあります。ただ、本組合になっていくと法的に位置づけられていくものも含めてということになります。

この本組合設立には、やはり3分の2の、法律では3分の2以上、権利変換というお言葉もありましたけども、このタイミングでも3分の2以上、この同意が前提となります。今現在でもこの3分の2というのは一つクリアできる部分はあるのかなというふうには考えますが、やはりこの事業を進めていくに当たっては、より多くの方の御同意が必要となります。やはりそういった方々にしっかり御説明と御理解を少しでも多くいただいて進めていかなければならないと。

こういった面で、1年単位で遅れるかということのお話もありましたけども、まずそうならないように、今現在から都市計画決定のこの段階から、まだ確定したものではない計画であっても、いろいろ御説明を申し上げて、御相談しているという状況でございます。

8 番 田 代　回答ありがとうございます。先ほど課長からお話があったように、本組合を設立するには3分の2と。今現在40人のうち、地権者ですね、権利者が40人のうち33名が準備組合に入っておられるということは、この方たちは賛同していただけるのかなと勝手に考えています。

8割として32人ですからね、法的には本組合設立できると思うんですけど、やはりこういった事業については、慎重に対応して、極力多くの権利者に加入していただくよう努力していただきたいと思います。

私は議長と一緒に松田町の都市計画審議会に入っております。担当課からは、6月の23日から27日の金曜日の間に1回目の再開発に関する都決に向けての審議会があるように私はっております。ついに動き始めたのかなというふうに感じております。とにかくうまく進めていただきたいと思います。

次に2点目です。2点目の質問、これについては、町の工事負担金33億6,500万、この財源が新松田駅周辺整備事業基金とあとは起債ですね、これで対応するという認識しています。

その詳細について、要は33億6,500万、町の財源を使うということで、詳細について、鈴木参事のほうお尋ねします。一応私もざっくりですけど自分なりに調べたところ、令和5年決算、この新松田駅周辺整備基金5億5,855万円で、6年度予算の積立金、当初予算で5,000万で、7年度の予算では3億3,200万というふうに計上されています。これは、私の手集計で9億4,055万円なんですよね、この全部の積立額が。

一方で、3月5日の全員協議会で示された財政推計②の1になります。ここでは令和7年から11年までの繰入金の合計額10億8,800万です。この差が、1億4,745万、約1億5,000万ほどあるんですよね。

これについてはあくまでも私が机上で調べた範囲ですので、この辺について確認ということで、この数字でよろしいのか、または私が積み上げた数字が誤っているのか、その辺についてまず回答をお願いいたします。

参事兼政策推進課長 それでは、田代議員の御質問にお答えをさせていただきます。まず、令和5年度の決算額につきましては、5億5,855万6,000円でございます。そして6年度において当初予算の積立額が1億5,001万1,000円、

8 番 田 代 もう一度。

参事兼政策推進課長 1億5,001万1,000円でございます。そして3月にも補正を行っております。これが7,000万円。合わせますと2億2,001万1,000円になります。6年度に取崩しが2,753万円がございます。これらを差し引きますと、6年度末の見込みで7億5,103万7,000円。令和6年度末の見込みでございますが、駅の基金が7億5,103万7,000円となります。そして、7年度財政推計のまず2枚目の2に記

載をされております当初予算に3億3,200万円を積み立てることが一つあります。そして、取り崩しが①に記載あります、8,200、これ8,200万という数字なんですけど、8,227万8,000円。これをですね、総額で見ますと、総額が10億759万円。これが7年度の見込みとなっております。そしてですね、先ほどの7年度以降の10億800万ほどの繰入が必要なんですということなんですけど、7年度末に10億700万ございますので、8年度以降に必要な繰入額は10億600万円になりますので、町の方の推計ではそのようにしておるところでございます。

8 番 田 代 丁寧な説明、ありがとうございました。補正と取り崩しまでちょっと見切れなかったんで、今の回答、10億715万ですよ。それに対して、財政推計では10億8,800万ですから、大体突合しているということで理解いたしました。この財源が本当に一般財ですからね、すごい大きなポイントがあるのかなというふうに考えております。

あと、次の質問なんですけれども、平成7年度の予算3億3,200万。これが予算書にも計上され、財政推計でも示されています。財政推計の2-2、この中に、令和6年、7年度の積立額の合計が5億5,200万なんです。それに対して、いいのか、これはこれで増えたからいいんだ。ごめんなさい。これは先ほどのあれで増えて大体同額になるということで理解します。

平成7年度のね、予算の3億3,200万ですか、これを積み立てるとということなんですけれども、一般論、通常ですと、前年度の繰越金にゆとりがあった場合に基金に積み立てると。町長も冒頭そのような少し余裕があるような説明されたんですけども、今までの額と違って、3億3,200万というのはかなりの額なんですけど、どのようにこれは捻出されるのか、その説明をお願いいたします。

参事兼政策推進課長 御質問にお答えをさせていただきます。

令和7年度予算でございますので、こちらは町の全体の総額の予算、もちろん駅については必要な10億700万を確保するために、今回3億3,200万を予算計上させていただきます。そうした全体のバランスを見るために、令和7年度

は、財政調整基金を全体のバランスで4億3,000万ほど切り崩しております。
これは駅のためじゃなくて全体のバランスの中で繰り入れているということが
ございますので、そうした形で予算を計上させていただいているところでござ
います。

以上です。

8 番 田 代 3億3,200万、これについては繰越分の一部と、あと財調4億を切り崩した
一部という回答なんですけども、大体予定としては、繰越金と財調の切り崩し
た額、その内訳についてはどのように考えているでしょうか。

参事兼政策推進課長 そうですね、この3億3,200万円に充当するというのを、というか、町が
必要な部分が、3億3,200万円が基金に積立が必要だということがございまし
たので、その予算を全部の計上したときに必要な額として財調から4億3,000
万ほど崩していただいて、充当という言い方はちょっと言えないのでやってい
るというところで御理解ください。

田代議員も財政のほうは御存じだと思いますので、基本的に財政調整基金を
そのまま駅の資金に充てることはできないんですね。目的を持ってやっている
ので、あくまでも、まず財政上で新松田駅の基金として、将来に向かって10億
700万ためるためには、今回3億3,200万円必要だということで、まず予算を計
上。そしたら、いろんな事業をやるに当たって、そこでどうしても足りない部
分、ここを財調で4億3,000万円崩して事業を執行するというところで御理解く
ださい。

以上です。

8 番 田 代 含みを持った回答をそれなりに理解したつもりです。その質問についてはこ
れで終わります。

次に、財政問題なんですけれども、一つの考えとして、財政の余裕度を示す
経常収支比率、このことについて、引き続き鈴木参事にお伺いします。

人件費など必要経費が一般財源に占める割合を、経常収支比率ということ
で、80%位以下が一番理想的だと、そうすると残りの事実20%で市町村独自の
単独事業ができると。または、補助をもらってもそれに上乗せする額が多くな

ると解釈しています。5年度の決算、これ全国のレベルで見た内容で全部で1,727市町村、今あると思います。その中で955市町村が約6割近い55%ぐらいになると思うんですけども、90%以上が経常収支比率になっています。どこも本当にやりくりが厳しいと、80%ぐらいが理想なんですけれども、実態は90%以上だそうです。

この中でね、今現在、松田町の場合に、少しさかのぼって、令和5年度決算のときの経常収支比率、それと今回5年度決算も出ていますから、6年度は多分無理だと思うので5年決算の経常収支比率。

最後が、今回の新松田駅北口地区の市街地再開発事業が11年度か12年度には延びてもそのくらいには終わるだろうと。要は、市街地再開発事業が完了した頃の経常収支比率、これについて可能な範囲でお答えをお願いいたします。

参事兼政策推進課長 御質問ありがとうございます。

まずですね、経常収支比率、先ほどもですね、議員のほうから御説明あったとおり、いわゆる地方税とか地方交付税、また譲与税、交付金、これが経常的な一般財源でございます。これがどの程度、経常的な経費、これがですね、人件費、扶助費また公債費等にどれだけ充当させているかという計算でなるものでございます。神奈川県令和5年度の平均を見ますと、これ93.6%でかなり特に高い比率になっております。特にですね、三浦市なんかでは100%を超えているという状況、近隣でもですね、90%を超えている市町村もございます。

そうした中で、松田町においては、令和5年度の決算、経常収支比率は基本決算のときに出す数字なので、89.3%でございます。5年前の、例えば令和元年度が88.9%、5年前が88.9%でございます。これをですね、先ほど議員おっしゃった11年度決算がちょっと出ていないので、予算ベースで例えば積算しますと、恐らくそれより5%ぐらい落ちる。決算で必ず落ちるんですね。なので、予算ベースでいきますと、97%ぐらいまでは上がるという今、推計をしておりますので、これが決算のときに必ず余剰金等も含めますので、5%以上落ちてくるという状況になりますので、100%をですね、超えるには至らないというように私は考えております。こうした財源もですね、今いろんな政策、こ

これはまた後でなんですけど、政策をもって補助金の獲得とか、町税についても例えば駅をやったことよっての固定資産税、町税等、いろいろあるので、そうした部分を今後ですね、経常収支が高くなったとしてもですね、そういう部分に取り組んでいくというところを、財政の方としては、考えております。

以上です。

8 番 田 代 ただいまの経常収支比率に関する回答、ありがとうございます。

おさらいなんですけども、元年が88.9%、5年決算が89.3%、約89%前後というふうに解釈します。それで今度はこの大事業をやった場合に、予算ベースで97ぐらいかなと、決算だと落ちるということで5%落ちて92%ぐらい、あくまでもね。それは結構ですよ、無理な質問だったので。そういったことで、先ほど町長から回答があった、来年、今年度の財政運営、これには影響が少ないだろうと、今現在は理解させていただきます。

前段の1番、2番終わりましたので、これを踏まえて、町長、3番のほうについて。

思ったより早くスムーズに進んだので、早く終わる分にはよろしいかと思えますので、そういうことで町長、よろしくをお願いします。

町 長 さっきの質問は4年を要するけども、松田町の未来を、4期目の立候補の話なんですけども。冒頭でもお話があったとおり、多選についてはですね、私もいいとは思っていない。それも公約ですので、公約をしっかりと守らなきゃいけないという思いは今でもありますし、ただ駅も含めて、町民のやっぱり福祉の増進だとかということについても、様々な公約を掲げている以上、それも公約です。やめることでその公約が果たされるんだったらいいですけども、そういうふうになるともなかなか思えないところもあって、だからといって22日に多選自粛条例が条例自体は廃止にされたとしても、それは表向きと言いましょかね、何と言ったらいいなだろうな、法的な話として。だから私自身が今現在、それに対していろいろ熟度を重ねていると言いましょかね、やっている途中ですので、今は駅周辺の再開発はやらなきゃいけないという思いはもう、いの一番にあります。あるので、ただ任期もまだもうちょっとありますから、その

間、これから6月中旬に準備組合さんのほうで、何かしらの動きがあるということも踏まえつつ、適切なときにですね、4期目どうするのかとか、出るとか出ないとか、そういった話ということを確認にさせてもらいたいと考えています。

以上です。

8 番 田 代 今の前段でね、再開発事業をやった場合の経常収支比率、財政的にどうなんだと92%ぐらいだという話をしましたけれども、個人的にはもう少し上がるのかなという感じがします。

三浦とか、あと、ここで一つの例を出させていただきますけど、三重県の人口7万ほどの市、ここが、経常収支比率が100%近い状況になっているんですよ。皆さん御存じだと思うんですけど、企業の破産に当たる財政再生団体、これにも近づいてきて、すごい危ないということです。そういう中で三浦市もかなり政策を出しながら好転するように展開している努力を新聞報道で感じています。一旦そうなってしまうと、職員の給与の削減で、この三重県の人口7万の都市は、高齢者福祉バスの廃止、応急診療所の平日や土曜の夜間診療の中止、あともろもろの市単独事業、こういったものも廃止して、何とか経常収支比率を低くして、財政運営をやっていきたいということなんですけども、かなり前途多難だなと感じております。

先ほども申しましたとおり、松田町の場合、市街地再開発が無事に完了した頃、これについては92という話あったんですけど、ある程度高くなってしまふと。

一方で、再開発事業ですよ、今までもJR駅前の話が平成の前半に出ました。準備組合まで行ったんですけども、バブルの崩壊によって実施できなかったと。

今回は、建築費の物価高騰もありますけれど、順調にある程度ここですごくもう機が熟してきたと。で、コロナで3年ほど中断がなければ、多分、公約の3期以内で町長の立候補したときの公約は果たせたのかなと。それが、私はこのコロナの影響で3年半ぐらい遅れてしまったということで、今一番大事な再

開発事業が動き始めています。これについては、やはりもう本当に町民にとってもすごい松田町に未来を与える事業である。でも一方で、危険な面もある。そのようなことで、町長がここまで動かしたんですから今、回答は保留になっているんですけども、ここでぜひ行ってほしいなど。

あと、私個人的には、町民の方が署名を集めて、自粛条例を議会で廃止になったんですけども、それとは別にやはり町長のお考えが一番大事だと思います。厚木市長も大和市長も3期で公約したんですけど、自分の任期が3期12年という公約で市長になったんですけども、まだここで中断したら、自分の理想とするまちづくりはできないということで、それを市民に問うということで、両市長、当選されております。ですからもう、まだ3か月あるという任期のお話されたんですけど、そろそろここで決断を、どうなのかなということで再度質問させていただきます。よろしくお願ひします。

町長 まず、前段の経常収支比率のお話のことがあって、その90%ぐらいになるなということで、まずこの経常収支比率の分の話の中で、これが上がることによって、要は、新しい財源がなくなってくる、いわゆる新しい事業。だから、今までの事業がその100%ぐらい行って新しい事業をやりたければ当然だけでも、今の事業を先ほども言われたような格好でやめてでも新しい事業を突っ込んだりとかしていかなきゃいけないから100はという話になっているので、今のうちの財政推計上の多分課長から話があった92%というのは、現在の町民サービスを下げずに、の中で、あと8%分の予算を新しいものに突っ込めるよという、そういう発想ですから、うちは100%になったところで、今の町民サービスが下がって、あれがなくなる、これがなくなるということは、今の現状のシミュレーションでは考えてないということでもあります。

それに、30年先の今のシミュレーションで言うそうですね、一方で、駅をやることによって高齢の負担が増えるんじゃないかという御心配されている方がどうもいらっしゃるようで、ここで話しておきますけども、現在のシミュレーションではですね、今、松田町に駅をやることによって約10億近い自己資金を先に投下をして、残りの23億を20年間で支払っていこうというふうなことです。

支払いにかかるお金については、今現在財調で9億ほど持ってます、自由に使えるお金。今日の一番初めに話をさせてもらったときに、今年でまた2億ぐらい積むことができそうなところでもありますので、その2億をどこに使うか、また財調に戻すのか、駅に2億突っ込んで、あれして初期投資を21億に減らすのか。その辺をしながらやっていく予定で、最終的に30年後、後年度負担というか、今あるお金を支払いの中に回し込んでいくので、後年度の人たちに負担が行くということのシミュレーションはしていないということがありますので、そこはやっぱりきちっと理解をしてもらわないと、変なのが歩き回ってしまうとですね、せっかくの町民が望んでいる事業が途中で中断するということになれば、御存じのように、昨今の工事費はですね、長くなればなるほどコストが逆に上がってくるような傾向でありますから、長くしたときに、全体的に下がればいいですけど、それはもう100%、私のイメージからするとあり得ない。ということですから、変にその経常収支比率だけにとられることなく、町はそのような経営をしながら今、こつこつとお金をためてきているということ。それについては、議員の皆さん方にも説明しながら、毎回毎回の議会で基金に勝手に我々は積めないのも、御理解いただいているものと思っています。そのような思いは今でもあるので、そのぐらいの気持ちがあるんなら、おまえ、やれよということを多分言われているのかなと思っていますけど、はい、切りましょう。

8 番 田 代 今年度の財政運営について詳細な説明、ありがとうございます。

自分なりに確認させていただくと、今、財調が13億少々あると、それを今回の7年度で4億円取り崩して9億になると、そういうことですね。もう一度戻して、7年度末には11億ぐらいにしたいと理解しましたけど、それでよろしいですよ。

町 長 今、そういう方向。

8 番 田 代 方向ね。はい。1つの話としてね、町長のね。

要は、30年先のシミュレーションですか、財政推計で25年ぐらい出ているんだよね。再開発事業による固定資産税が反映されるのも、私もざっくりは見て

います。理解しているつもりです。出しっ放しじゃなくて、やはりリターンがあると。町税収入がやはり20年前に19億届かなかったのが、今16億いくかどうかということで、3億減っている。それは今まで何も政策的な、何もとは言いませんけれども、政策が弱かったのかなと。今回は再開発事業によって、ある程度収入を取るんだと、そういう姿勢というのはすごい感じています。

その中で、今回の再開発、ここまで町長が力を入れて取り組んでいるということで、最後に、町長の決意をお願いしたいと思います。

あと、蛇足ですけども、5月22日の自粛条例が廃止になった翌日の新聞報道、町長が新聞社の方にインタビューされたときの回答文を、私読ませていただきました。今回の廃止条例によって、気持ちが変わってきたと記載されていたようです。そういったこともありますのでね、ぜひ4期目についてお尋ねいたします。よろしくお願いします。

町長 記者さんのほうにはいろんな御質問されたので、やっぱり今回の22日の分についてはですね、非常にありがたいという話の中で自分の気持ちをお伝えしたのは確かでございます。それと、やはり記者さんからも言われましたけども、それは法律上の話であって、次に、御自身としてどうですかというお話があったので、このような話を受けて、今後自分の進退を考えなきゃいけないですよと言った部分が多分、心変わりが始まったみたいなことを書かれたのかなと思っています。それは今現在もいろいろ検討中ですので、その心変わりがどこで皆さん方に出る出ないを発表できるかどうかというのは、しっかりと見極めてしかるべきときに田代議員の御期待に応えるかどうか分かりませんが、頑張ってまいりたいと思います。

以上でございます。

議 長 いいですか。

8 番 田 代 詳細な回答、ありがとうございます。

では、早い時期に発表されることを期待しております。もう時間がある程度なくなってきていますから、私のほうは時間いっぱいあります。町長の任期に対しての時間がなくなっていますので、やはり夢を持つ政策を掲げたのでね。

そういったことで町長のはっきりした御決断を、近い時期に発表されることを期待して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議 長 以上で、田代実君の一般質問を終わりにします。

受付番号第3号、寺嶋正君の一般質問を許します。登壇願います。

12番 寺嶋 それでは、一般質問を行わせていただきます。受付番号第3号、12番 寺嶋正。件名、熱中症対策と高齢者等の予防接種について。

要旨。

(1) 暑い季節を迎え体調管理に気をつける時期であります。室内の温度調整や外出を控えるなどの熱中症対策、そして、高齢者世帯へエアコンの購入設置費用を補助するお考えは。

(2) 寄みやまグラウンドの人工芝は夏場に熱中症のリスクを高める可能性があります。予防策として散水、暑い日中の活動は避ける、医療スタッフの配置などが考えられるが、町の熱中症の予防対策を伺います。

(3) 新型コロナワクチン接種は国の助成が終了となり自己負担が増えているが、町として助成する考えは。

以上を伺います。よろしく申し上げます。

町 長 それでは、寺嶋議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。近年の気候変動に伴う異常気象の影響を受け、高齢者への熱中症対策は非常に重要なことであり、適切な対応、対策を講じることが必要であると考えております。

本町では近年、高齢者世帯に対する熱中症対策といたしまして、熱中症警戒情報や注意喚起を防災行政無線等を通じて、高齢者自らが健康管理を行えるよう、事前の周知を図り、また地域の民生委員さんなどと連携した高齢者の見守り活動を強化しており、異常があった場合には迅速に対応できる体制を整えております。この他にも町内に3か所がございますが、クーリングシェルターを設置するなど、高齢者の安全な避難場所を確保してまいりました。

本年も引き続き同様な熱中症対策を実施してまいります。

それでは、1つ目の御質問にお答えをさせていただきます。昨年度、本町では、先ほど述べた対策に加えて、国の補助金を活用して、高齢者世帯へのエア

コン設置購入費補助を行い、30世帯分の予算を見込む中、10世帯のが補助金を活用させていただきました。本年度も昨年同様、国の補助金などの動向を見極めておりましたが、国の動きがない中、夏季において気温が高くなることが想定されておりますので、高齢者が快適に過ごせる住環境を整えるため、エアコンの設置に対する補助に必要な予算を本6月議会に上程した補正予算の中に計上しておりますので、御決議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

具体的な補助内容といたしましては、昨年同様に対象者は家庭にエアコンが1台もない60歳以上の高齢者が同居する世帯のうち、町民税非課税世帯及び町民税均等割課税世帯とし、エアコン購入費用の一部を最大8万円まで補助を行い、1世帯1台のみの利用としております。

今後も本町では、高齢者がいる世帯への熱中症対策をしっかりと行い、エアコン設置補助制度などの周知徹底を図ることで、地域全体で高齢者の健康と安全を守る取組を進め、これらの政策を通じて、高齢者が安心して暮らせる環境づくりに取り組んでまいります。

次に、2つ目の御質問にお答えをいたします。

人工芝イコール暑いというイメージでの御質問かと思いますが、寄みやまグラウンドの人工芝につきましては、公益財団法人日本スポーツ施設協会屋外施設部会が定めるガイドラインに則した施設として整備を行っています。寄みやまグラウンドの人工芝の使用を説明申し上げますと、まず一般的な人工芝グラウンドに使われる黒いゴムチップや人工芝によって、暑さ指数が高くなる傾向があるため、寄みやまグラウンドでは人工芝の下にある充填層を着色カラーチップと珪砂の構成としております。

採用したカラーチップにおきましては、天然ゴム系ゴムチップの表面をウレタン樹脂で着被膜したもので、熱反射性質と、すぐれた温度上昇抑制効果を有しているなど、遮熱対策がされており、初夏から秋にかけても快適な使用感があり、黒いゴムチップに比べて16から17度の温度の低減の効果がある高質な材料を採用して熱中症のリスクを抑える仕様としておりますので、これまでの人工芝のイメージとは違い、近隣地域にない、かなり先進的な人工芝グラウンド

となっております。

次に、グラウンド管理者としての予防対策につきましては、暑さ指数が非常に重要と考えておりますので、公益財団法人日本スポーツ協会が定めるスポーツ活動中の熱中症予防ガイドブックにおける運動に関する指針では、熱中症予防の暑さ指数が28以上31未満の場合は激しい運動を中止するとなっておりますため、その予報がある際の利用については、利用者に、休憩場所となるクラブハウスや木陰で小まめな休憩、休息をとるなど、熱中症の予防対策について注意喚起を行います。また、グラウンド利用者に対しましては、通気性のよい服装や、小まめな休憩と水分補給、事前の健康チェック及びテントやタープを設置するなど、それぞれの団体が対応、対策をとるよう、利用上の注意として示します。

なお、御質問にありました散水につきましては、専門家に聞き取りをしたところ、散水することで一時的に表面温度が下がることはできますが、太陽光など表面温度が上がってしまうなどの逆効果もあるため、必ずしも推奨していないということでございましたので、状況に応じて対応してまいりたいと考えております。今後につきましては、施設管理者及び利用者においてもグラウンド表面温度の定期測定を行うとともに、管理者においてチェックリストやポスターを作成するなど、熱中症対策として管理者と利用者で共有するなど最善を尽くし、熱中症の予防対策を行ってまいります。

次に、3点目の御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の位置づけが令和5年5月8日から5類感染症となり、5類感染症は予防接種法のB類疾病に該当となったことにより、令和6年10月からは定期接種化され、高齢者等に対する新型コロナウイルス感染症予防接種として接種対象者65歳以上の方と、60歳以上65歳未満の方で心臓、肝臓、呼吸器に障がいがある方を対象に、国の助成として8,300円。町は6,151円を負担することで、自己負担分として2,500円を御負担いただき、令和6年10月1日から令和7年2月28日までの期間、実施してまいりましたが、寺嶋議員がおっしゃるとおり、新型コロナワクチン接種費用につきましては、令和7年

度は国の助成が終了となりました。令和7年10月から開始となる高齢者等に対する新型コロナウイルス感染症予防接種費用につきましては、現在正式な単価は示されておりませんが、1万6,000円程度とになることを見込んだ場合、町が1万500円を負担することで、接種者の自己負担額を5,500円とさせていただくよう、令和7年度当初予算に計上し、御決議を賜っております。新型コロナウイルス感染症予防接種は、個人の発病や重症化を防止する目的で実施されておりますため、引き続き接種を希望される町民に対して負担軽減を図ってまいります。

以上でございます。

12番 寺 嶋 それでは、再質問を行わせていただきます。

1番の熱中症対策ということで警戒情報なんですけれどもね。熱中症警戒アラートはどのような条件で発表されますか。また行事の予防行動の注意点などについて、伺います。

福 祉 課 長 寺嶋議員の御質問にお答えいたします。

まず、熱中症アラートなんですけれども、こちらにつきましては、暑さ指数というものがございまして、気温、湿度、周囲の熱環境等の影響を取り入れた暑さの指数でございまして、これが33を超えるとですね、熱中症警戒アラートということで発表がございまして。それに伴い、町のほうで防災行政無線を使って、まず皆さんのほうに周知をしているところでございまして。

それと、予防、注意点ですね。それにつきましては、併せて広報等を通じながら、エアコンを使うとか、例えばエアコンがない家庭であれば、水浴びをすとかというところで涼しい場所に行くとかというところで暑さをとにかく避けていただくというところが注意点となってくると思います。

以上です。

12番 寺 嶋 回答、ありがとうございました。その辺、分かりました。

次ですね、現在、町ではクールビズを5月から11月頃かな、行っております。そういうことで今後ですね、企業が熱中症対策について新たな取組をするような位置づけがされておりますので、一企業として、熱中症の早期発見や重

症化を防ぐための体制整備など町役場内の新たな熱中症予防対策の取組について伺います。お願いします。

参事兼総務課長　　まず、熱中症対策ということで、今現在、クールビズの期間でございますが、一応、役所のほうではクールビズ期間につきましては、エアコン等の推奨、28度の室温設定をするような形で推奨させていただいているのはもちろんのことですね、今後、今、寺嶋議員がおっしゃられたように、国で新しい政策をされております。町としましてはですね、ちょっと現場を持っているような所管課さんにおいてはですね、現場作業するときにはですね、何度以上は国の指針に従って外での作業をさせないとか、外の作業をさせるときでも、例えば水分補給とか、小まめな休憩とか、国の指針に沿った形での対策をやりたいと考えております。

以上です。

12番 寺嶋　　今の企業等の熱中症対策ということでこの体制なんですけども、熱中症早期発見の報告体制とかね、そういう、なども、それから熱中症の重症にならないとか、そういうような、この体制なんですけども、今後どのようにやっていくつもりでしょうか。お伺いします。

参事兼総務課長　　寺嶋議員の御質問にお答えします。

先ほども申し上げましたように、あくまでも国の指針のほうで今後示されて、その中でのガイドライン等がありますので、それに沿った形で役所内で情報的に対応できるものは対応させていただくような形でやっていきたいと考えております。

以上です。

12番 寺嶋　　それでは、しっかり体制を整えて、予防対策をお願いします。

エアコン設置補助助成制度の周知徹底をどのように図るのでしょうか。エアコンを購入前に事前申請することが必要であると思うんですけども、それを含めたこの補助制度の周知徹底をどのように図るのかお伺いをいたします。

福祉課長　　それでは質問にお答えいたします。周知徹底ということなんですけれども、通常の広報とかホームページ、これは通常どおり行わせていただいて、それ以

外にですね、地域の見守り等をしていただいている民生委員さん、こちらのほうにお願いをするとともに、あと、介護保険を利用されている方などもいらっしゃると思いますので、ケアマネジャー、こういうところなどをですね、お願いしながらですね、周知徹底を図っていききたいと考えております。

1 2 番 寺 嶋 その辺の徹底周知のほうは了解しました。

次に、2番のみやまグラウンドの人工芝の利用における熱中症対策ということで、答弁にもありましたように、グラウンドの管理者も利用者も含めてね、日本スポーツ協会が定める熱中症予防運動指針では、暑さ指数が28以上は激しい運動は中止となっているため、利用者などは休息をとる場所としてね、クラブハウスや木陰で小まめな休息をとることなどの予防対策について注意を喚起する、行うということですが、この利用者が増えればですね、当然クラブハウスというのは今、手狭になると思うんですけども、今後の利用を含めた拡充策や、それからリニューアルなどもそういうのも今後考えているようではありますが、この辺についてお伺いをいたします。

参事兼観光経済課長 先ほどの1番目の質問にもございましたが、スポーツツーリズム推進事業の計画、令和7年度から令和9年度の中で、令和9年度にクラブハウスを整備するというところで拡充するというところで計画では申請しておるところでございます。繰り返しになりますが計画だけでありまして、これが予算化されるとかそういうものではございませんので、あくまでも今後の状況次第と考えておりますが、クラブハウスの拡充というのを考えております。

1 2 番 寺 嶋 この関係でグラウンド利用者に対して、小まめな休憩と水分補給及びですね、テントやタープ。タープは布ですかね、これね、を設置するなど、各自の団体が対策を取るよう、注意喚起するとありますけどもね、これは各自利用者が準備することなんでしょうけども、町としてですね、利用者の声に応じて、貸し出しをしたり、そういう貸し出し用のテントを用意する考えはないのでしょうか、お伺いをいたします。

参事兼観光経済課長 現在は、その貸し出しというのは、御質問のとおり行っておりませんが、現在貸し出しは行っておりませんが、ちょっと状況に応じて貸し出しの需要とか

利用者の声、そういったものを受け止めまして考えていきたいと思っています。

12番 寺 嶋 この項目についてはですね、今後ですが、管理者と利用者においてですね、人工芝のグラウンドの表面温度の定期測定を行ったりね、管理者がチェックリストを策定するというでなんですけども、このグラウンド表面温度の定期測定はですね、どの程度の測定定期ですかね。どの期間でどの程度の測定を行うのでしょうか、お伺いをいたします。

参事兼観光経済課長 熱中症対策チェックリストというのを考えておまして、それは事前の準備とか、運動中、また終了後に振り返ってどうだったかというのは、今の御質問のとおり、管理者と利用者が共有した中で熱中症のそういった予防ができそうなときに、特に貸し借りの窓口で注意をする予定でございますが、定期測定についてはやはり管理者がずっとそこにいるわけではありませんので、利用者において測定器具というか、測定するものを簡易なものを用意しまして、利用者にも測ってもらうというようなことを想定しております。具体的には、まだ管理者と協議しておりませんので、今後の経営会議とか、そういった中で協議をしてまいりたいと思っています。

12番 寺 嶋 それでは、次の3点目、新型コロナワクチン接種費用等についてお伺いします。

この令和7年度の新型コロナワクチン接種費用を1万6,000円程度と見込んだ場合、町が1万500円負担することで、接種者の自己負担額を5,500円として予算計上しているということなんですけども、この考え方といいますか、計算はどのようにして出されたのか。できれば町長にお伺いいたします。

町 長 簡単に言うと、3分の1は負担をしていただきたいというふうな考え方です。また3分の1になってというか、その前がもともと2,500円だったんですけどもね、国が補助してもらえるように寺嶋さんの仲間と一緒にね、がんがんやってもらえれば一番いいんでしょうけども、国が出してくれないから町が結局単費で負担していると、そんな状況ですので、今後ともですね、一応計算の方法としてはそういうふうに行っていますので、ぜひ御協力いただければと思

います。

以上です。

1 2 番 寺 嶋 令和6年度から見るとね、実質、希望される接種者の自己負担額は約3,000円ぐらい増えるんですけども、次に聞きたいのはですね、住民税非課税世帯等の方々の接種費用の無料化とか、そういう取組と財政措置は何か考えているのでしょうか、お伺いをいたします。

子育て健康課長 ただいまの質問にお答えいたします。

接種の費用なんですけど、無料になる方につきましては、非課税世帯の方は対象外なんですけど、生活保護の方ですね。この方に対して免除という方向で考えております。また財政面でございます。接種費用を1万6,000円程度と見込んだ場合なんですけれども、個人負担として自己負担として5,500円いただきまして、町の一般財源として1万500円ということになります。ただ、普通交付税が歳入として3割程度措置される予定で考えております。

以上です。

1 2 番 寺 嶋 それでは、コロナワクチン関係ね。

次ですが、昨年、令和6年度の接種の実績、それから7年度の対象者をお伺いします。それから時間がないので、あと一緒に伺います。

予防接種は、あくまでも自主申請といたしますか、これは医療機関に直接申し込んで、町が後で払うといたしますか、そういうことだと思っておりますけども、予防接種ですからね、そういうことで周知方法はどのようにされるのか、お伺いをいたします。

子育て健康課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、令和6年度の実績なんですけれども、65歳以上の高齢者の新型コロナワクチンの接種者数といたしましては、848名の方が接種されました。

令和7年度の対象者数なんですけど、約3,700の方を対象としております。

それと、あと周知方法でございます。周知方法といたしましては、広報をはじめとした町ホームページ、それからSNSを活用いたしまして、できる限りですね、広く周知を図っていききたいと考えておりまして、また各医療機関にも

ですね、御協力いただきまして、周知を図っていきたいと考えております。

以上です。

12番 寺 嶋 これですら私の一般質問を終わらせていただきます。御回答ありがとうございます。
議 長

以上で受付番号第3号、寺嶋正君の一般質問を終わりにします。

暫時休憩いたします。なお、休憩中に昼食をとっていただき、午後は1時から再開いたします。 (11時32分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (13時00分)

引き続き一般質問を行います。

受付番号第4号、井上栄一君の一般質問を許します。登壇願います。

9番 井 上 9番、井上です。

それでは議長の許可を得ましたので、一般質問を行わせていただきます。受付番号第4号、質問議員、9番 井上栄一、件名、今後の財政状況について。要旨。

新松田駅周辺整備事業において具体的な事業執行が見えてきました。次の3点について、町の考え方、今後の対応を伺います。

駅周辺整備を再開発事業として執行する場合、現状及び完成時の町の財政負担について。

駅周辺整備事業と足柄上地区ごみ処理施設の財政負担、町の大型事業を合わせた町の公債費等の将来負担について。

再開発事業にて住居（マンション）・飲食店等の商業施設、駐車場、町公益施設などの整備が検討されているが、施設の利用が少なくなった場合、これら巨大な施設の維持管理費等について「新松田駅周辺整備基本構想・基本計画」を策定した松田町はどう担保していくのか。

以上、よろしく願いをいたします。

町 長 それでは井上議員の質問に順次お答えをさせていただきます。

初めに、今後の松田町の財政状況を鑑みたとき、少子高齢化社会による歳入減、並びに歳出増加が見込まれることから、自治体は財政収支の差がマイナス

になってもしょうがないというような感覚の行政運営ではなく、民間企業と同様に、常に危機感を持った中で、持続可能な自治体となるには、経営感覚を持ち、財政面に注視しこれまで以上に創意工夫や官民連携協力が必要であると考えております。

その上で、町における今後の財政面については、大型公共工事であります新松田駅周辺整備事業を含めて、毎年3月議会定例会中の議会全員協議会にて、将来財政推計及び公債費の見込みをベースに、その年ごとの社会経済状況や行政環境の変化に応じて、より推計の精度を高める観点から、所要の検証を分析、見直しをした内容をお示しした上で新年度予算を議会にて御決議を賜り、各事業を執行しているところでもございます。

それでは、1つ目の御質問にお答えをいたします。

新松田駅周辺整備事業の総事業費のうち、町の財政負担については、現段階では約33億6,500万円を見込んでおります。その財源の内訳といたしましては、新松田駅周辺整備基金、いわゆる貯金からの繰入れとして10億700万円、起債として23億5,700万円を予定しております。

町民の願いをかなえる最優先事業であり、大型公共事業であります新松田駅周辺整備事業費を含めた令和7年度当初予算を基に推計いたしました実質公債費比率の推計見込みは、17年後になります令和24年には、最も高い実質公債費比率13.6%の比率を推移するとする予測しております。新松田駅周辺整備について、改めて申し上げますと、約15年前の平成23年3月に策定いたしました第5次総合計画、及び7年前の第6次総合計画策定準備時に、町民の皆様方を対象に行った、まちづくり町民アンケート調査において、回答くださった方の8割を超える方が、当該事業の必要性を強く求められていることから、町民からの最優先要望である本事業をしっかりと実現させるためには、地権者や公共交通事業者の皆様など関係各位の方々の御理解、御協力はもちろんのこと、実現可能となる事業費の確保も重要であるため、令和元年度に新松田駅周辺整備基金を設置以来、議会の皆様方の御決議を賜りながら、こつこつためてまいりました。令和7年度末の新松田駅周辺整備基金残高といたしましては、後年度の負

担を減らすため、本年度に3億3,200万円の積み増しを行い、計約10億円の予算を確保する予定としております。

次に、2つ目の御質問にお答えをいたします。

広域自治体との協働事業であります。足柄上地区新可燃ごみ処理施設整備事業における財政推計及び公債費の見込みにつきましては、現在、事業主体であります足柄上衛生組合から公表されております。施設整備に係る経費総額を税込み約200億円と見込んだ場合、当町の負担割合からの推計によると負担額が約20億6,600万円となり、その内訳として施設整備に係る一般財源負担額が約2億3,562万円、足柄上衛生組合にて起債される元利償還金に相当する約18億3,000万円を20年間足柄上衛生組合へ町が負担金として支払う予定としております。この事業を含めた実質公債費比率については、先ほど申し上げました新松田駅周辺整備事業を含めた公債費見込みの最高値となる、令和24年の13.6%が15.8%になる見込みであります。今後も町の将来を見据えた財政状況を踏まえ、有利な起債での借入れ、積極的な徴税外収入や新たな補助金の獲得、並びに官民連携による事業費の削減や、町有地の処分を含めた利活用などを行い、現在の町民サービスを継続するよう、引き続き経営感覚をもって各種事業を展開してまいります。

最後に、3つ目の御質問にお答えをいたします。

再開発事業の制度を踏まえますと、マンションや商業施設を区分所有される、おのおのの財産は各所有者が管理、処分の責任を負うことが原則であるため、主に維持管理費等の観点からお答えをいたします。再開発事業が完了し、まち開きが行われた後に、再開発ビルの管理運営を行う主体は、ビルを所有する区分所有者で構成されました管理組合となります。管理組合の在り方は、事業内容によって様々であり、本準備組合にて、今後検討、協議して決められる事項でありますため、現時点においては一般的な想定となりますが、再開発ビルには住宅、マンション、商業施設、テナントなど、利用目的の違いによって管理方法も異なることから、用途ごとに管理組合を設置されることが多く、さらにビルの立地、配置も影響してくるため、事業完了後は施設の用途ごとに複

数の管理組合の設置が予想されます。実際の管理は、管理組合から管理会社へ委託して行うことを想定しておりますが、構成員である区分所有者は、共用通路等の施設管理費やビル本体の修繕積立金等を負担し、維持管理や補修などを計画的に行っていくこととなります。

したがって、住宅、マンションでありましたら各住戸の所有者、商業施設、テナントであればおのこの区画の所有者が応分の維持管理費を負担いたします。いずれにいたしましても、町は住宅、マンション、商業施設、テナントなどを所有することはございませんので、維持管理費を負担する責務はなく、仮に何らかの事情で商業施設のテナントが撤退した場合においても、当該床の運用、処分責任はもちろん、維持管理費についても、その所有者が負担することとなることから、町が維持管理費を負担するという考え方は法的にございません。

ただし、現在子ども・子育て交流施設として検討を進めています公益施設につきましても、町が所有すること、また今後、所有形態や管理運営方法を検討していく駐車場についても、仮に町が一定の関与をする場合には、町に応分の維持管理費が発生することとなりますが、駐車場の場合は駐車場収入がございますので、維持管理費は賄えるものと見込んでおります。

さて、議員が懸念されているのは、再開発事業の施行後に商業施設等の利用者がなく、民間施設等が撤退されたときの対応や責任の所在について御心配されることかと思料いたしますが、床の運用や処分に関する責務は、所有者に帰するという原則論を念頭に対応すべきことかと考えております。

なお、町が主導したからということで、町が過度な負担を強いられることはございません。関係者相互に負担やリスク等を明確にしつつ、そうした事態を招かぬよう、現在、準備組合では、事業協力者の協力を得て、慎重にリーシングを行っており、市場調査や事業の規模、内容について精査を重ねておりますことを申し添えさせていただきます。

以上でございます。

9 番 井 上 回答、ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。まず1点目の町の財政負担はというところにつきまして、担当の方にお伺いをしたいと思います。

以前お聞きしたですね、事業費の算出に係る説明の中では、たしか2年ほど前の時点での建設の単価だという前提での事業費だとお聞きした記憶がございます。

では、それではですね、やはりここである程度形ができてきて、また今月にはですね、町民説明会等を踏まえている中で、では現状の建設に係る費用、単価とかですね、また建設単価が大分上がっている。資材も大分値上がりがしていると、そういう状況の中で、現状での建設単価というものをシミュレーションをしてあるのか。町民に説明するとき、そこはもう2年前で実勢単価としてはもう3年ぐらい前の単価ですよということではなく、現状での建設単価、例えばインターネット等で調べた中では建設物価ということでやりますと、グラフ等で表示されていますが、2年前と比べますと、今年の5月時点ぐらいですと、もう2割以上アップをしていると、そういったグラフも表示されています。その建設単価の見込みについてですね、説明をお願いいたします。

まちづくり課長 お答えをさせていただきます。ただいまおっしゃっていただいたように資材高騰のお話というのは承知をしてございます。議員おっしゃるように、2割ほど上がるものも当然ある中で、今現在の試算でございますけども、今現在はですね、以前御説明させていただいたものから更新したものはございません。ございませんが、今現在の状況を申しますと、施設計画をシミュレーションとして一つ出ている。この中でいろんな検討をしているわけですけども、もうこれが確定する中でしっかりと、当然今の単価、さらにトレンドを踏まえてということは今後、時点時点でさせていただくつもりです。

現状については以上のとおりです。

9 番 井 上 じゃあ、今、1点目の再質問はですね、していないと、そういった建設単価のシミュレーションはしていないというふうな理解でよろしいですか。

まちづくり課長 今御公表できる単価はないということです。ただしですね、当然今の単価を見据えていろいろな検討をしております、内部では。ただ皆様に公表できるレ

ベルにまだないことからということで御理解いただければと思います。

9 番 井 上 その時点時点で面積、施設のですね、今検討中だということで、施設の規模等が確定をしてからということで理解をいたしました。その時点で、確定をした時点で、再度、じゃあそういったものの事業費で、多分この辺の大幅な建設のコスト、資材費等の上昇というものでかなりの部分が変わってくるのではないかなと思いますので、それが確定をした時点での報告というものを、またよろしくお願いをしたいと思います。

一番目ので、もう1点、先ほど町長の説明の中で、全体事業費33億6,500万円という答弁がございました。財源内訳としてはですね、一般財源で10億700万、起債が23億5,800万ということですが、ちょっとその辺の中で、まだ不明点というのがありますので、じゃあ実際に事業費の中で、先ほどの町負担額の33億6,500万の内訳の中で、これから申し上げる点についてはどうなっているのかを確認をしていきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

小田急用地、駅前広場部分ですね。駅前広場の3分の2ぐらいが小田急所有地であると以前説明があったと理解をしていますが、小田急用地の部分というものはどういうふうな対応になるのか、再開発事業の中での権利変換部分になるのか。町が補助金等の財源を得た中での買収になるのか。

また小田急用地と合わせて、JR用地、JRの南口のところも、JR東海のほうでは町へ提供してもいいというお話を聞いた覚えがあります。それについては、どういうふうな、33億6,500万円の中に入っているのか、そうでないのかでございます。先ほどですね、国・県補助金の額、国が55%ぐらいの補助率でというふうなことで説明が今年の1月ですか、の説明会の中での説明があったと思いますが、その部分につきましてですね、国と県の補助金、先ほど単価等についてのシミュレーションというお話もさせていただきましたけれども、事業費全体が、例えば1割2割ですね。上がった場合に、補助金の額はどうか。

なかなか国のほうもですね、財政的にも厳しい。県はなおさらだということ

もありまして、補助金がどうなるのか。事業費が増えた場合に補助金がどうなるのか。もう現時点の33億6,500万円に対応する国・県の補助金というものはもうここで固まってしまうのか、事業費の増に伴った補助金の増額というものはどういうふうに考えるのか。

また、国・県補助金の内定等というのは、どの時点で、先ほど施設の事業規模が固まった段階で全体事業費が出てくるというお話ですけれども、国・県補助金の内定等で補助金がフィックスする時期というのは、どの程度の時期と考えているのか。これはですね、やはり町が大きい財源の事業としての大きい財源を確保するということのリスク管理としてですね、今現在どのように考えているのか、お伺いをしたいと思います。

まちづくり課長 はい。何点か、いただきましたので漏れがありましたら、御指摘のほどお願いいたします。

それでは1点目が、まず鉄道事業者の件でございます。今、議員おっしゃるようになりますね、小田急電鉄さん、またJR東海さんとの協議は鋭意進めておるところでございます。

小田急さんに関して申し上げますと、小田急さんの特に駅前の広場、この用地に関してどうなるんだということでございます。こちらについては、今現在は再開発をやるエリアに含めますので、そうしますと、おっしゃるように権利変換、もしくはお金に変えるか、こういった選択が小田急さんのほうでも出てまいります。

まず編入に関しては、常に協議をしておりますので承知をされておるところですが、これをどのように変えていくかということは、まだ小田急さんのほうでも決めかねられていることでございます。じゃあ、ここに対する町が最終的にその公共を施設として、駅前広場としてですね、持つことになるというところでは、じゃあどこでどのように買収するのかという表現ありましたけども、再開発でございますので、その買収という関連ではなく、町がその公共施設の管理者負担金というものをお出しすることになります。これは組合に対して、またその権利に対してというところでお出しをしますが、要はその中にです

ね、駅前の土地代に関する部分の費用が含まれていると、町はその土地を取得
というか、権利を取得するために、再開発の制度の中でそのような形をとると
御理解をいただければと思います。

2点目、JR東海さんのお話でございます。

議員おっしゃる用地につきましてははですね、まず場所を説明いたしますと、
JRさんの松田駅の南口から町道に向かっての通路がございます。あの通路部
分というのは、今現在JRさんがお持ちでございます。こちらについても、そ
の売買のほうについて今、順調に協議を進めておりまして、こちらを取得予定
で、今協議が進んでいるところでございます。この予算につきましては、今年
度いろいろな動きが出そうな形ではあるんですけども、今現在では、町の土地
開発基金を活用して購入することを検討しているところでございます。

続いて小田急の用地の関係は、先ほど申したとおり、公共施設管理者負担金
というのは、町が負担する交付金ですので、その33億の中に含まれています。

それからですね、じゃあ大きくは2点目ですね。国・県の補助金について、
今後、事業費、これがコストアップとかも含めてですね、だんだん上がって
いく中で、国・県のほうは国のいわゆる補助金を所管されるところでどうなのか
というお話です。議員おっしゃるように、そうですね、最近マスコミでも大分
いろいろ出ますけども、大分いろんなところの事業費が大きくなっているよう
な報道は目にしております。

また、このタイミングで、横浜等も横浜の駅前ですね、こういったところも
大規模な開発をやられると聞いております。事業というもののタイミングはあ
ると思います。いわゆる国の補助金というのは、当然無尽蔵にあるわけでは
ないので、その中での配分というものは当然出てこようかと思えます。そう
いう中であってもですね、体力的に大規模な横浜市さんと松田をなかなか比べ
るのはあれですけども、国の補助金というのを、じゃあいただくに当たっては、
単年度単年度でいただくわけではないですね。当然、今回の事業計画に当然費
用が出てまいります。いただきたい補助金の内容というのも確定してまいり
ます。そういった中で、5か年程度は国のヒアリングをいろいろ受けてですね、

この計画に無理がないかどうかなのか、そういった面でヒアリングを受けながら御指導いただきながら、補助金というものが確定してまいります。そういった中では、当然事業費の高騰、こういった課題もこれから御相談することになるとは思いますが、しっかりそういうところで調整をしながらやっていくと。5か年という長いスパンと、あとはその単年度ごとに年度ごとの事業費も違う中で、これについても毎年度ヒアリングをして、その進捗状況、かかった費用、こういったものを調整してまいります。おおむね当然国・県、予算が決まる時期は早いですが。そうしますと、冬を迎えます前と申しますか、もう秋口にはですね、一定程度の目途が立たないと、国・県の予算というのも厳しくなりますので、大体その補助金というのは非常に大事な財源になりますので、そういったタイミングで決めていくのかなと考えております。

9 番 井 上 回答、ありがとうございます。ちょっと2点ほどですね、確認をしたいんですけれども、JR東海用地のほうは土地開発基金で購入で、今は取得という方向性で進行しているというところは理解できました。小田急用地のほうは、町のほうが再開発事業に出す公共施設管理者負担金で用地買収をすると、ただし小田急の意向としては確定はしていないという理解だと思います。そうした場合にはですね、小田急用地のほうにつきましては、どこのですね、町が公共施設管理者負担金を出す、支出するんですけれども、名義としてはですね、どこの名義になってしまうのかがですね、ちょっと不明ですので、そこを再度ですね、説明をお願いしたいと思います。

あと、2点目の国の補助金のほうの話というのは、やはり国のヒアリングを受けてからということですので、現時点で55%相当の補助金というふうな図表とかですね、先ほどの町のほうの負担金自体も、そこも国の補助金55%という基準に基づいた現在の国の補助金は、町がそういった補助率から推計をしたものだというふうな理解でいいのかということの2点をですね、確認させてください。

まちづくり課長 それではお答えします。2点いただきましたので、端的に。1点目は、最終的に広場の土地が誰の所有管理になるか。これは松田町でございます。2点目

です。国のヒアリング等、というよりか、今の町の推計についてです。失礼いたしました。国のというか、その補助金それぞれの制度に基づいた補助率にて推計をしております。

以上です。

9 番 井 上 2点目のところはですね、分かりました。町の名義になると、小田急用地の部分は再開発事業者が用地買収をするような形になるんですけども、最終的には、松田町の所有地となるというふうな理解だということで、あとは、現状、国のほうの補助率から計算をした推計値としての補助金の額だということで理解をしました。

さらにですね、もう1つ、今ですね、再開発事業区域をどうするかというところでの議論が町と準備組合、事業協力者等の中で進んでいるというふうな理解をしておりますけれども、今現在、提示されている案の中では、町道の拡幅と、あと、拡幅部分ですね。あと、ペDESTリアンデッキの部分、これは町道に入るというふうな説明があったんですけど、その町道とペDESTリアンデッキ、あと、町が公益系の施設を3階、4階部分の約1,000平米ですか、を町の施設とするというふうな説明がありました。これらですね、完成時点での維持管理費の負担というものがどうなるのか、大分かかるのか。今まで松田町にはペDESTリアンデッキとかですね、集約施設の中の公益系施設というものはなかったわけでありますので、維持費、維持管理費はどういうふうに考えておられるのかをお伺いいたします。

また、今ですね、町道とかペDESTリアンデッキ、公益系施設以外で、町がやはり維持管理費を負担しないといけないとなる施設というのは、先ほど答弁の中ではマンションとかですね、あと、商業施設はそれぞれが管理をするというふうな答弁がありましたが、これ以外の町道等以外の部分で、町が維持管理をしなきゃいけない部分というものがあるかどうか、お伺いをしたいと思います。

まちづくり課長 何点か、いただきましたので。

まず、事業区域については今、準備組合さんの中で慎重に検討されておしま

すので、内容についての言及は避けさせていただきます。

続いて、町道が拡幅される。また、ペDESTリアンデッキ等の維持管理費でございませうけども、議員が今おっしゃっていただいたですね、いわゆる広場というのが今までになく、駅前の方場ですね、これがいわゆる道路区域として町が管理をしていくこととなります。

また、町道の部分も今より大幅に拡幅をさせていただくので、この管理幅は広がっていくという考え方でよろしいかと思っております。

あとは、子育ての一応今、交流施設というものを考えておりますが、ベースとして今考え得るのはですね、町でいうと、子育て支援センター的な機能でございませう。単純にこれがダイレクトに移設するかどうかという話はいませうけども、ここにかかっている委託の費用等がかかってくることとなります。また、先ほど申し上げたように、これは答弁にもさせていただきましたが、その場合ですね、公益施設としてビルに入るということは、いわゆる共益費や修繕積立費用もかかってくるということでございませう。

あと、そういった公共公益施設以外で何がかかってくるかというお話でございませう。これは、これから準備組合さんともしっかりと話をさせていただかなければいけない部分として、今考えておるのはですね、いわゆる再開発ビル内に24時間通行していただく通路、これの設置があります。これに関しては、当然、受益者含めたいろんな考え方があるんですけど、やっぱり公共的な部分というのが少し出てくると思ひますので、これについてはこれから準備組合さんとの協議になっていくということを考えてはひませう。

ちょっと詳細の数字は今申し上げませうが、一応考え方としてはそういうこととございませう。

9 番 井 上 ありがとうございます。

町道、ペDESTリアンデッキ、広場で維持費というところ、普通の町道はアスファルト舗装とかですね、そういったものが破損したときの修繕というのが今までの通常の考え方だったんですけども、こういった集約施設とか商業施設の中でどの辺までが入るのかというものが分かりませう。例えばエスカレーター

という施設がね、何か所かできるのではないかなとも思うんですけども、例えばペDESTリアンデッキの中の一部はですね、そういったエスカレーター部分があるのかどうなのか、その辺もお聞きしたかったんですけども、そういったものの維持管理費までは算出をしていないという理解でよろしいのかということと、あと、その24時間通路で組合等との協議といたしますか、今は準備組合なのでね、あまりその辺は協議をして、それによってどうなのかなというところもあるかと思うんですけども、町の考え方で、じゃあこの部分は町が負担をしますよと、通路とか、あと、どういう施設ができるかがまだはっきり分からないんですけども、公共的な施設とか、不特定多数の方が利用する施設等がね、どの程度あるのか、これらに係る維持管理費がどのくらいあるのか。それは、町の財政負担になっていくのか、いかないのかというところが疑問でありましたが、その辺はまだ数字的には出ていないということでもよろしいでしょうか。

まちづくり課長 たびたびで大変恐縮なんですけども、数字については試算をしております。試算はしておるんですけども、ちょっと公表するに当たって精査が必要だと思っておりますので、今回はさせていただいておりません。御理解願います。

9 番 井 上 分かりました。じゃあ、その公表できる段階であればですね、なるべく速やかにお知らせをしていただきたいと思います。

町 長 一般論で申し上げます。こういった開発の関係でね。まず、共益、共用部分というのは、今現状、我々が財政推計を基にやっていく上でいくと、大体坪当たり1,500円ぐらい。あとは、積立金として、改修積立金が坪1,000円ぐらいというふうな感じでやっています。それと、先ほど来、課長から話があったペDESTリアンデッキ、また道路の補修、あとは子育て支援センターみたいなのをこっちに持ってきたりとかいうことで、今現在1,900万円ぐらい投下してる分をこっちにそのまま持ってくるとかいうことも大体試算したところで言うと、大体維持管理費、人件費も含めてですね、約1,900万円ぐらいは人件費も含めた維持管理費として、増えるのではなかろうかというふうな格好での推計を、今現状立てています。

ただ、課長が先ほど申し上げたとおり、私は今、一般論の話をしているので、これからいろいろさらに詰めていく中で、最終的に負担の割合だとか金額だとか決まってくるものだと思いますけども、今の我々の中ではそのような試算をしながらお示しできるような格好で準備しているということで御理解ください。以上です。

9 番 井 上 ありがとうございます。やはりここで、6月21日に町民説明会があるという前提の中で、前は後で回答しますというふうな回答がほとんどでありました。これだけちょっと現実的な状況になってきたのであれば、やはり試算でまだ公表できませんという答えではなく、今の町長のような回答がまたその説明会の中でもしてもらえるようお願いをして、今の件については了解をいたしました。

2点目の町の大型事業を行った後のですね、公債費等の将来負担についてというところに移ります。

今回ですね、今までなかなかまだ事業的に確定をしていないという中で、ごみ処理施設と駅周辺整備事業、それらを合わせた公債費の将来負担についてはどうなのかなということがこの時点で説明をいただきました。

やはり、今、大分、町民の中でも、駅周辺整備事業等を執行していくんだと、じゃあ、そのごみ処理施設、結構莫大な事業費がかかるよということに対しての財政に対する不安等が私も聞いております。

その中で、今回回答弁をいただいた内容が示されたということはですね、大変住民としても、これらの事業に対する評価をする上では重要なことなのかなというふうに思います。

この中で、ごみ処理施設事業を踏まえて、ここで担当のほうにちょっと衛生組合の元利償還金に相当する額を支払う負担金として20年間、18億3,000万円を支払うという部分での、令和24年で15.8%ということですがけれども、そこをちょっと確認をしますけれども、これはやはり実質公債費比率というふうな理解をしてよいのかどうか、そこだけちょっと先に確認をさせてください。

参事兼政策推進課長 まず、このごみの関係につきましてはですね、シミュレーション上、当初、

駅の更新をして13.6%を基に記載のほうの組合が提示された部分を含めてやりますと、15.8%に増加するという実質公債費比率があるということで御理解をお願いします。以上です。

9 番 井 上 実質公債費比率につきましては、たしか18%以上が国からの起債許可を得る数字だというふうに理解しております。15%というのは将来そういった国の許可を必要とする比率に近づいていくということで、15%が警戒ラインだというふうな評価もあると思います。

それで、町のほうのですね、大型事業としては、今現在は新松田駅周辺整備事業と、ごみ処理施設が大きい事業だということですが、これ以外にですね、かなり公共施設の老朽化に対する毎年度の施設の改修なり、修繕費用なり、そういった負担というものがかなりかかっているのではないかなというふうに考えていますが、先ほどの13.6%、15.8%という数値の中に公共施設の老朽化に対する財源関係はどのように考えておられるのか。

公共施設に対する基金もありますけれども、そういった基金対応でやられているのか、それともこれは起債対応をするような、ちょっと事業があるのかどうか分からないんですけれども、その辺を踏まえた中でどうなのか、その辺の考え方をお知らせください。

参事兼政策推進課長 まず、令和7年3月に、議会全員協議会での提示をさせた推計の中から御説明をさせていただきます。

この中にですね、大型公共事業に対し各施設の更新計画に基づく事業費を全て入れております。これはあくまでも計画において修繕、更新をする、そしてその部分を記載するかどうか、ここも全部推計の中に入れておる状況がございます。

あわせてですね、実際、維持管理等については1枚目に示している公共施設以外という形になっているんですけど、管理的経費がございます。ここに2,000万円ほどの部分を含ませて、各施設の更新、道路を含めてという形になっておりますので、こうしたのを踏まえた上での実質公債費比率という観点で推計をしているところでございます。以上です。

9 番 井 上 公共施設の老朽化に対するのは、1 ページ目のほうに表示をされているという
ことで理解をさせていただきました。

それでは3点目のですね、施設の維持管理費等についてどう担保していくのかということがありました。その前提で、先ほどの答弁のあった中で、最後のほうに、床の運用や処分に係る責務は所有者に期すという原則論を念頭に、対応すべきと考えていますというふうな答弁がありましたけれども、その中でマンション等はですね、区分所有者という形の中でマンション購入者が区分所有者として、それぞれの団体なり組合なりをつくって管理をしていくというのは、一般的に報道等をされている部分で分かりますが、これを商業施設についてもその処分に関する責務は所有者に帰すというふうな、原則論で対応するというふうに商業施設もあったのかなというふうに理解しましたが、この場合のですね、ちょっと確認で、所有者というのはどういった団体がそうなのか、ディベロッパーがそうなるのか、それともその時点で管理会社等をつくるという説明もありましたが、その管理会社が所有者になるのか、そのところだけちょっと確認させてください。

まちづくり課長 お答えさせていただきます。ちょっと基本的な話をして大変申し訳ないんですけども、権利床と保留床、この関係は御理解いただいているかと思えます。

いわゆる権利床としての例えば分かりやすく申し上げますと、駅前に今、商店をお持ち、例えば土地建物を持っている。この方が新しい再開発をした後のビルの中に同様にお店を構える、これは権利床でよろしいですね。

ただ、住宅に関しては例えば高層化した中で保留床というのが一番多く生まれる部分です。商業施設としても、今現在この再開発をやる目的の大きい一つとしてですね、スーパーの誘致というものがございます。そのスーパーの床を誰が持つのか、管理するのか、これが一番分かりやすいお話なのかなとは思っておりますが、基本的には今現在いろいろな先ほど答弁にもさせていただいたとおり、様々なスーパー事業者さんの可能性的な調査を含めた調査をしております。

その中で、いわゆる保留床になりますね。もともとそのスーパーがあったわけではないので、権利床としてはそういった床を民間の事業者様、分かりやすく言うと、例えばスーパーを運営されている事業者様が、お持ちいただくというのが一番理想の形として、今までも検討の中ではこのように検討してきています。

ただですね、例えば権利的に持つものでも、商業床が誰か1人でなければいけないわけではないですよ。その区分的に床の権利を持つのがどなたかというのは、これからのお話ということでございます。

こんな形でよろしいでしょうか。

9 番 井 上 分かりました。商業施設のほうは、やはりその床の所有者がなるということですが、今後のですね、先ほどは、町道等の維持管理の部分についてのお尋ねをしましたが、やはり商業施設等の維持管理費についてもですね、どうなるのかなというのが、今、結構大きな疑問点となります。

当初はですね、やはりテナントは新しい施設ということで、ある程度入るかもしれないんですけども、商業施設の床も、例えばマンションの保留床の販売価格等と同じというふうに考えましたが、かなり高額ではないかなというふうに思います。

そうしますとですね、かなりテナント料は、現状、商店等を経営してる金額よりもかなり高くなり、利益が出るのかどうなのかなというふうな懸念もございます。

そういったリスク管理として、例えば近隣のダイナシティとか、大雄山駅前のヴェルミとか、辻堂のテラスモールですね。そういったところがかなり有名な場所ですけども、やはり空きテナントが出てしまっている、そういったところで大変苦戦をしているというふうなことも聞いています。

やはり、松田町で商業施設の床が売れたから、あとは所有者がということではなく、やはり商業施設が赤字運営となった場合に、町はリスク管理としてどう考えるのか。

例えば、ある程度ですね、町は財政的な援助をして、空きテナントが出るこ

とに対しての支援策を考えているのか等々です。

また、商業施設の関係ですけれども、開成町にお住まいの方からですね、何人かからお聞きしたんですけれども、開成駅の付近に区画整理事業として、開成都市計画事業、駅前通り線周辺土地区画整理事業を、もう既に令和3年から令和15年、最後の5年間は生産期間としてですので、もう令和10年にはそういった土地区画整理事業が完成をするという話を聞いています。

その中で、もう先に開成駅のところに駅ビルが2か所建設する計画があるんだというふうなお話もお聞きしました。こういったことも踏まえるとですね、なかなか松田町での商業施設の運営、空きテナントが出る可能性、それらに対してどのように町は考えているのか、それが出てから考えるということではなく、やはり現時点でリスク管理としてどのように対応していこうとしているのかについてお考えをお伺いしたいと思います。

町 長 御質問ありがとうございました。まず、幾つかある中で、商業床の施設の話で、今、課長もちょっとお話ししましたが、基本的には今回、事業協力者からの提案では、商業床のほうはですね、基本的にディベロッパーのほうで面倒を見るよという話の中から、多分、今のマリモさんに決まったという中、多分、その流れがあると思いますね。

なので、基本的には建設した後の、どこもまだ建設した後に運営し始めたけど、どこも入ってこないとかいうふうになった場合の所有者はディベロッパーが所有者だと思いますので、基本的には所有者が自分で責任を持って床を持つ、それを生かすか、生かさないかは基本的な所有者なんだろうなというふうに考えていますので、テナント料が高いとか低いだとかというのは、先ほど幾つか話がありましたけども、確かにミマスモールとか言うと、あれだけのやっぱり高所得帯の人たちがたくさんいらっしゃる中で、あれだけの規模があって、アクセサリじゃない、何じゃないとか売っているところがあるところから考えると、当然テナントとして成り立つ賃料になっていると思うんですね。

それを一方、先ほど南足柄のほうのヴェルミでしたかね、あの話をされていましたが、あそこは第三セクターの中で、南足柄市さんがしっかりとバック

アップしながらやられています。

その収支については、あえてここで申しませんけれども、それ以上のことをやっていかなきゃいけないのは当然承知はしています。

ということがありますから、基本的に所有者は必ずいるというふうな状況の中で、松田が所有者であった分については松田がちゃんと負担していくという話を先ほどさせてもらったというところがございます。

また、あと、リスク管理のお話にあってテナントが初めは入った、その後、出ていったときどうするのよといったときに、まずその所有者が誰なのかということですよ。今の現状もそうだと思うんです。

今、テナントが幾つかあります。テナントが出ました。どうしよう困った困ったということで、松田町としてはテナントの入るために今、最大50万円ですけど、補助を出して要はシャッター街にしないように補助を出したりとかしているんで、そのようにならないように今検討してるところもありますから、必要に応じてそういったことがあれば、そういうこともまた考えなきゃいけないのかなというなのは頭の中にあります。

また、開成町の話がちょっとありましたけども、確かに駅ビルが2棟できるということであるんでしょう。それが本当に建つかどうかというのを、それもまた可能性のお話になって、たればの話になりますけども、お客さんの層はやっぱり若干違うのかなということと、お店が入る入らないは、やっぱりお店自体が商圈として考えた上で、松田町は商売になるのか、開成町で商売になるのか、そこはやっぱり考えながらやっていくのだろうなと思います。

そこで、今回は事業手法が、区画整理か市街地再開発なのかと考えたときに、区画整理の場合は、基本的に土地の所有者が作り手を任せて、そこから、それこそ民間にどんと任せ放しですから、どっちかといえばテナントが空く可能性など、十分そっちのほうが考えられるんじゃないかなと思います。

我々が今、一緒にやろうとしている方向性としては、市街地再開発事業ですから、ディベロッパーは事業協力者なんですよ、日本語に直せば。なので、協力者ですから、単純に造っておしまいということよりも、協力をしながら一

緒につくり上げていくというような立場でいらっしゃる私は認識してますから、開成町と同じような格好で比較されるのは、ちょっと違うかなと思ってます。

いずれにしろ、松田町で店舗を造るに当たって、これから本組合までいって、それまでの間に権利変換だとかする中で、どのような事業者が入ってくれていて、どのような格好になっていくかというのは、これからの部分です。

現在は、その辺から考えると、まだスタートラインに立っていないというふうな状況であることを御理解ください。以上です。

9 番 井 上 回答ありがとうございます。これからですよ、事業的にもね、どういった、まずその前に、商業施設の床が売れない、どこに売れるのか、そこが一番短所ではないかなというふうに思います。

ただ、その場合でも、やはりリスク管理としてですね、将来もしかしたら町がある程度、南足柄の例のような支援を考えていかないといけないのかなというところでありました。

あと、やはりもう1つですね、新松田駅周辺の方からお伺いした点をお伺いしたいと思います。駅周辺整備基本構想、基本計画策定の段階では、やはり新松田駅前には本当に非常に危険な駅前だということがですね、策定をする起点となったというふうに理解をしています。

かなり私も、駅前を雨の日なんかには通行する際にですね、やはり周辺の市町からの送迎車の渋滞がかなり長く続いていたというところはですね、その時点では実感をしていました。

しかし、五、六年前ですかね、開成駅に小田急の急行が停車をすると。それまでは各停しか止まらなかったんですけども、小田急の急行電車が停車してから、その辺の状況が変わってきた。

さらに、今年の初めですか、快速急行まで止まるようになってきているというふうなことです。

地元の人のお話でもですね。最近、新松田駅前からロマンス通りは、ほとんど車の渋滞ないよ、結構、雨の降っている天候の悪いときでも、渋滞はない、

駅前では数台が待っているだけだというふうなこともお聞きしています。

やはり、開成駅の急行停車、快速急行の停車というのが、基本構想、基本計画策定時点とで大分状況が変わってきたのかなというふうにも理解をしていました。

そこで伺いたいと思いますけれども、基本構想、基本計画の時点ではですね、策定時点では、交通量調査、新松田駅周辺の交通量調査をやったその結果と、あと乗降客数ですか、の結果等がその計画の中に挙げられていたと思いますが、最近、そういった交通量調査、乗降客数の調査というものは行われているかどうかをお伺いします。

まちづくり課長 お答えします。基本構想、基本計画策定時にまずして、それ以降ということでございますが、今年度、実施予定です。以上です。

9 番 井 上 今年度、いつぐらいですか。もう都市計画決定の手続というのは、目前に控えているというふうな説明がありましたが、その前なのか後なのかだけでもですね、時点を教えていただけますか。

まちづくり課長 近々にやりますので、都市計画決定を予定してる11月より前ということをお願いします。

9 番 井 上 ありがとうございます。そういった交通量調査ですのでね、概数でも結構ですので、分かり次第ですね、またお知らせいただきたいというふうに思います。

最後になりますけれども、今3点ほどですね、一般質問をさせていただきました。これらから、大分、町負担額は30何億円、さらに事業費の上昇によって、それよりも多くなるというふうなことという金額が答弁をいただきました。

将来負担もですね、実質公債費比率として15.8%と大分、現状から比べて将来負担も大きくなるという答弁もいただきました。

現在、再開発区域で、その区域に住んでる人からですね、担当も町長のほうも御存じかと思いますが、大分、再開発事業に対する反対の声が上がっております。

これから県への都市計画決定の手續というタイミングです。駅周辺整備事業計画について、再度、再開発事業に対する町民の考え方、権利者との調整、地元住民の理解を得るべきだと私は考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

町 長 おっしゃるとおり、1人でも多くの皆さん方に知っていただいて、やっぱり興味を持ってもらいたいという思いは、もうおっしゃるとおりだと私も思っています。

この事業が平成31年、今から言うと6年前ですね、6年前に基本構想、基本計画の策定をしているわけなんですね。その策定をする約2年ぐらい前から、いろんなことを話をさせてもらいながら、この策定段階で最終的には一応イメージではありますけどもね、このようなビルが建って、こういうふうな公共施設が起きて、こういうふうになるというのが、そこで正式にというか、まず、議会の皆さん方にもお示ししてあるとおり、皆さん方にお示ししてあるはずなんですけども、それについてなかなか町民の方々に浸透していないというふうなことで、お話をいただいていることについて、やっぱり我々の責任を非常に感じる場所でもございますので、今、広報まつだでも、先月号も今月号もこのような状況の中で今現在の進捗状況については、広報を使っていろいろお話をしていますけども、それでもまだまだ足りないんだなというふうなことを今、お話いただきながら感じた場所でもございます。

あと、今度は6月21日にですね、町民説明会を町が主催で行う予定でございます。先ほどからお話があられるように、ほかと今まで連携しながらやってきましたけども、これからは町が主体となってやっていきます。

今後のスケジュールといたしましうか内容については、内容というか分については、町がもし準備組合さんのほうからそのようなお話があったことを前提にお話しすると、一旦ボールを松田町が受け止めて、そのボールについて県との調整をしつつ、先ほど言ってもらったようなど、道路交通量調査をしたりとかしながら、都市計画審議会というようにお話をさせていただきます。

都市計画審議会での結果をもって、非ということに対して松田町が是とする

ようなことは多分ないかと思えますけども、そういうふうな手順をしっかりと踏みながら、この事業についての進捗を管理していくという立場といたしましうかね、ことになりますから、何でもかんでも町が決めていくということではないのは井上議員もよく承知だと思います。

特に、数年前に新松田駅周辺整備の事業を議会で止めることだってできたわけですから、そういったことを考えますとですね、議会の皆さん方のお力というのは、我々提案権は持っていますけども、議決権がない分、皆さん方の御理解をいただきながら今まで進めてきているということもありますからね。実際のところは、この都市計画審議会に諮問をさせていただいて、都市計画審議会から決定の話をもって、それに対して町がその結果を尊重していくという流れで考えています。

その間、また、町民説明会をする機会も当然ございますから、パブリックコメントを取らなきゃいけないですし、そういったことを通じながら、1人でも多くの方々の御意見をいただき、町民の御理解をいただくような事業になればなというふうに思っています。以上です。

9 番 井 上 答弁ありがとうございました。

やはり、町民というのはなかなか今まで、議会とかでそういった資料提供とかされています。広報等でも載っていますけれども、なかなかそこを実態として、実感としてですね、理解をすることは難しかったのではないかなと。

それに対する、結構、地元自治会の方もですね、周辺の住民の方も、突然沸き起こった13階建て、40メートルの高層ビルに対する考え方というものがここでしっかり出てきたのかなというふうに思います。

6月21日の説明会の前後も含めまして、より町民に対しての丁寧な説明なり、前からも言いましたが、模型ですね、模型とか今、最近ではデジタルの中で、トランスバーチャルリアリティ等も。

議 長 そろそろおしまいにしてください。

9 番 井 上 前、要望したんですけれども、それらについて本当に町民に分かりやすい説明をお願いしまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます

ました。

議 長 以上で受付番号第4号、井上栄一君の一般質問を終わります。

受付番号第5号、南雲まさ子君の一般質問を許します。登壇願います。

10番 南 雲 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。受付番号第5号、質問議員、第10番、件名、RSウイルス感染症対策と子育て支援の拡充を。

要旨。(1)RSウイルス感染症は、子供や高齢者が重症化する感染症で、予防のためにワクチンが薬事承認されています。そこで、本感染症の症状や予防方法の周知、ワクチンの費用助成についてのお考えは。

(2)読書は新しい世界を知ることや知識を習得し、夢や希望を育み他者とのコミュニケーションにも役立ち、読解力を身につけられる唯一無二のものです。本町では、ブックスタート事業で3、4か月児健診で絵本を2冊プレゼントしています。この事業の後押しのため、セカンドブックスタート事業を創設するお考えは。

(3)子育てしやすい環境を整えるため、赤ちゃんと一緒に外出した際、おむつ替えや授乳ができ、また搾乳もできる赤ちゃんの駅を設置するお考えは。

町 長 それでは、南雲議員の御質問に順次お答えをいたします。

RSウイルス感染症は、5類感染症に指定されている急性の呼吸器疾患で、接触感染、飛沫感染で感染が広がり、2歳までにほぼ全員が少なくとも一度は感染すると言われております。

年齢を問わず、何度も感染を繰り返しますが、症状としては、発熱、鼻水、せきなど風邪のような症状が数日続き、多くは軽症で回復します。しかし、初回感染時には、より重篤化しやすいと言われており、特に生後6か月以内に感染した場合には、細気管支炎や肺炎など重症化することがある感染症でございます。

以前は、秋頃に感染のピークを迎えておりましたが、最近は春から初夏にかけて感染者が増え、夏に流行のピークを迎えている状況でございます。

次に、RSウイルス感染症の予防方法としては、手洗いやアルコール消毒な

どの感染症対策が基本でございますが、予防接種として2種類のワクチンがあり、60歳以上の成人のほか、重症化リスクの高い50から59歳を接種対象とするワクチンが令和5年6月に薬事承認され、接種費用が約2万5,000円程度と言われております。

また、産婦に接種を行うことで、新生児及び乳児におけるRSウイルスを原因とする下気道疾患の予防を目的とするワクチンが令和6年1月に薬事承認されており、接種費用が3万円から3万8,000円程度と言われております。

RSウイルス感染症の予防法につきましては、まず町広報やホームページ等を活用し、情報提供及び予防啓発を図ってまいります。

また、予防のためのワクチン接種費用の助成につきましては、ほかの自治体を調査いたしましたところ、神奈川県内にはなく、全国でも約20数件の自治体において実施されておりますので、十分な情報収集を行い、可能な範囲で対応してまいります。なお、予約制でございますが、寄診療所ではRSウイルスワクチンが接種可能となっております。

2点目の御質問にお答えをいたします。

町では、赤ちゃんと保護者が絵本を介してゆっくりと心触れ合うひとときを持つきっかけをつくることを目的として、ブックスタート事業を実施しております。

生後3から4か月頃のお子さん向けの絵本を推奨している4冊の中から2冊を選んでお渡ししております。子供が成長するに従って、お勧めの本も変化していきますし、子供の読書習慣も日常生活を通して形成されるものであり、家庭、地域、学校などの関わりにおいて変化していくため、子供の読書活動の機会を増やし、知識や読解力を高めていくことが必要と考えております。

セカンドブック事業とは、幼児期のお子さんを対象として、年齢に合った絵本を新たに渡す取組のことで、子供の読書習慣の形成が期待されており、ほかの自治体では、その時期に合わせたお勧めの本を配布されております。

神奈川県子ども読書活動推進に係る取組状況調査の令和6年度調査によりますと、神奈川県内18市町村で実施されており、実施している自治体では、図書

館の活用と連携した事業として、幼児期に実施する健診の際に本の引換券をお渡しし、図書館で本を選んでいただきお渡しするといった形で実施されている事例が多く、この取組を通じて家庭での親子の読書活動の広がりや、子供自身が読書の楽しさを知るよいきっかけづくりとして、自発的な読書活動につながっていくことも期待されます。

この事業はすばらしい事業でございますので、本町も早々に実施できるよう具体的に検討を行ってまいります。

3点目の御質問の、赤ちゃんの駅の設置についてお答えをいたします。

赤ちゃんの駅とは、赤ちゃんと一緒に外出した際、おむつ替えや授乳ができ、また搾乳ができるスペースのことです。この取組は、全国的にも広がりつつあるようでございまして、神奈川県内においては横浜市、大和市、厚木市、開成町などが取組を実施しております。

具体的な設備といたしましては、おむつ替えができるベビーベッドの設置や、授乳や搾乳できる仕切りなどが備えてある場所となります。

多くの自治体は、赤ちゃんの駅として協力できる施設を自治体が登録する制度として運用していらっしゃいます。現在、本町では、赤ちゃんの駅と同等に授乳や搾乳が可能で、おむつ交換が可能となっている施設といたしましては、公共施設では、役場本庁舎内や子どもの館など4か所にあり、またベビーベッドのみを設置されているところは、ハーブ館、七つ星ドッグラン&カフェと町内にある公園の3か所のトイレの合計5か所に設置されている状況であります。

赤ちゃんを連れていったときに急におむつ替えが必要となった場合や、授乳、搾乳ができる場所があると、乳幼児がいる保護者にとっては、外出時には便利で非常にありがたく、そのような環境を整えることは、子育て支援にもつながっていくと考えております。

設置につきましては、こども・子育て応援宣言をした町として、公共施設のみならず、そのほか、民間施設や事業者の方々など、町全体にて御理解と御協力を得られるよう、先進地の事例等を参考にしながら、設置が可能な施設から

対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

10番 南 雲 一定の御答弁ありがとうございました。

再質問に移らせていただきます。

1項目め、RSウイルス感染症対策についてですが、このRSウイルス感染症は認知度が低いと思われまますので、説明の部分が多くなることを御承知おきください。

新型コロナウイルス感染症が、令和5年5月8日に5類に移行して2年が経過し3年目に入りました。この間、新型コロナが流行していた時期には、流行が抑えられていたA型溶血性連鎖球菌咽頭炎や咽頭結膜熱、RSウイルスなどの感染症が流行し感染規模が大きくなっています。いずれも子供に多い感染症ですが、過去10年と比較して2倍から3倍程度の感染者が報告されています。

その原因は、コロナ禍の感染対策の徹底で感染しなかったため免疫を得ることができなかった。また、免疫が低下して、感染が広がりやすくなったとの報道がありました。

こうした感染症は、これまでの流行の季節とは違う季節外れの流行となっていて、改めて従来からの感染症に対してもしっかりと対策していく必要があると思います。

RSウイルス感染症は近年の研究結果では、幼児や高齢者、ぜんそくなどの慢性疾患を持つ方などは入院が多く、その危険性が指摘されています。特に、生後6か月以内の新生児、幼児、乳児への感染や、低体重児、心臓、肺、神経、筋肉などに基礎疾患がある場合や、免疫不全がある場合は重症化の可能性が高まります。

RSウイルスは2歳になるまでほぼ全員が感染し、風邪の症状にとどまる場合が多いものの、日本では推定で毎年約3万人の2歳未満児が重症化し入院しています。中でも生後1、2か月の入院数が最も多いことから、早期の予防策が待望されていました。

昨年1月、母子免疫による新生児、乳児の予防を目的とするRSウイルスワクチンが薬事承認され、同年5月に発売となりました。このワクチンは、生ま

れてくる赤ちゃんをRSウイルス感染症から守るために、妊婦が接種するワクチンです。妊婦に接種することで、母体で作られた抗体が胎盤を通じて胎児へ移り、赤ちゃんのRSウイルスによる肺炎や気管支炎の発症を予防するものです。

日本など18か国の妊婦が参加した臨床試験で高い有効性が確認され、日本小児科学会も推奨しています。また、令和4年総務省統計局の報告によりますと、65歳以上になると肺炎による死亡率が急激に上昇し、肺炎による死亡者の98%が、65歳以上の高齢者であるとの数字が示されていて、まさに肺炎は高齢者の大きなリスクとなっています。

肺炎で亡くなる人は国内において約7万人と推計されており、長く死因の第4位だった肺炎が、平成23年にはがん、心臓病について第3位となり、現在第6位の誤嚥性肺炎と合わせると、老衰を抜いて第3位を維持しています。

さらに、平成29年、老衰とされています終末期の肺炎では、抗菌薬等の強力な治療を控えるとの新たなガイドラインが出され、老衰による死亡者は実際には肺炎による死亡が多いと言われています。こうしたことを鑑みると、今後の超高齢社会を迎え、高齢者の肺炎に対する対策は非常に重要になってきます。

高齢者の場合、慢性の心臓疾患や呼吸器疾患、腎不全、肝機能障害、糖尿病等の基礎疾患を持っている方が多いため、免疫力の低下から肺炎などの感染症にかかりやすく、かかると重症化するのが現状です。

入院治療も必要になり、退院できても介護が必要になる、介護度も上がることも多くなるため医療費はもちろん、御家族や介護施設、人手不足の介護人材にも負担が増えると考えられます。たとえ、基礎疾患がなく元気に過ごしていても安心はできません。特に75歳以上の後期高齢者は、肺炎をきっかけに体力が低下し、介護が必要になることもあり、お亡くなりになることもあります。

社会保障費が増加の一途をたどる中、高齢者の肺炎による医療費や介護費の影響も大きくなってきます。そのため、国をはじめ、地方自治体では積極的に高齢者の肺炎予防に取り組んでいます。

本町では、インフルエンザ、肺炎球菌ワクチンの助成を行っていますが、本町

の高齢者のインフルエンザ、肺炎球菌ワクチンの最近の接種状況を伺います。

子育て健康課長 それでは、御質問のありました肺炎球菌ワクチンとインフルエンザの予防接種の接種状況ということで、過去3年間ということでもよろしいでしょうか。

それでは、まず令和4年度なんですが、肺炎球菌が106人、インフルエンザが2,052人です。令和5年度につきましては、肺炎球菌が142人、インフルエンザが1,930人、それから令和6年度が肺炎球菌が44人、インフルエンザが1,831人という接種状況となっております。以上です。

10番 南 雲 ありがとうございます。肺炎球菌は5年に一度ということで、やはりこのような数字だったと思いますけども、インフルエンザも非常に多く、皆様の肺炎に対する関心の高さがうかがわれます。

肺炎を起こすウイルス感染症として、注意喚起されているのがRSウイルス感染症です。呼吸器合胞体ウイルス感染症の略で、風邪症状を伴う呼吸器感染症として知られています。

加齢や基礎疾患があるなどで、免疫が落ちて高齢者が感染すると重症化して肺炎になるリスクが高まるとされています。日本では、感染症発生動向調査の小児科定点把握の5類感染症として毎週、約全国3,000か所の小児科医療機関から感染者数が報告され、小児における発生動向が把握されていますが、成人、高齢者での発生動向の調査はありません。

しかし、日本の医療機関における調査報告では、小児の発生動向と成人、高齢者の発生動向は連動しているという報告もあり、小児のRSウイルス感染症が流行している時期においては、成人、高齢者においてもウイルス感染の重症化のリスクにさらされていると考えられます。

特に高齢者の場合、感染症発生後の重症化、死亡、退院後の自立生活、介護にも大きな影響を与えることも知られています。

そこで、御答弁に広報やホームページ等で予防の情報提供や普及啓発をしていくとのことですが、それとともに毎週発生動向が発表されていますので、感染症の発生が一定レベルを超えた場合、町、SNS等でも流行情報を発信していったらと思いますが、御見解を伺います。

子育て健康課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

保健所からですね、毎週定点報告が来ておりまして、その情報が神奈川県
の感染情報センターから足柄上地域の情報として来ております。

町民へ情報を提供していくためにですね、国立健康危機管理研究機構、こち
らの感染症情報提供サイトデータですとか、神奈川県の衛生研究所、感染情報
センターのデータについて、現在の感染状況等が把握できるサイトございま
すので、こういったサイトを活用しまして、町民の方にリアルタイムで今の感
染状況をお伝えしていくようにできればと、今後は考えております。以上で
す。

10番 南 雲 リアルタイムということで、ぜひよろしく願いいたします。

日本全体における成人、高齢者における感染状況については、毎年60歳以上
の成人、高齢者において、約70万人がRSウイルスに感染発症し、そのうち約
6万3,000人が入院、約4,500人が死亡していると言われております。

これは感染症に感染した方の10人に1人が入院し、入院した方の約15人に1
人がお亡くなりになっているという状況です。また、このRSウイルス感染症
は、現在多くの方が予防接種しているインフルエンザと比べると、重症化のリス
クは、実はインフルエンザと同等もしくはそれ以上とされています。

肺炎を起こすリスクは、RSウイルス感染症のほうが高く、入院期間も長く
なるとの報告もあります。さらに、RSウイルス感染症は飛沫感染や接触感染
で広がるため、病院や介護施設など抵抗力の落ちた高齢者が多く、閉鎖された
空間で集団感染のリスクが高まると言われています。

平成30年に、高知県で発生した老人介護施設でのRSウイルス感染症の集団
感染では、31人が感染し、そのうち4人がお亡くなりになるという事例があり
ました。

しかし、RSウイルス感染症を知っている方が非常に少ないというのが現状
です。今まで、成人、高齢者、RSウイルス感染症がインフルエンザや新型コ
ロナのような感染予防のワクチンや感染しても治療薬がないので、病院、クリ
ニックで検査しないことで、RSウイルスに感染していることがほとんど知ら

されていません。

集団感染のようなことが起きない限り疾患の認知がされないのが現状であり、適切な診断の機会が少なく、肺炎の原因の感染情報として見逃されてきたRSウイルス感染症といっても過言ではありません。

そのため、厚生労働省では、医療ニーズと疾病負荷などから開発優先度の高いワクチンとしてRSウイルスワクチンを位置づけ、内閣官房のワクチン開発生産体制強化戦略としても重点感染症として開発を支援すべく、ワクチンとして位置づけされていました。

そして、令和5年9月に成人、高齢者向けのRSウイルスワクチンが日本で薬事承認され、令和6年4月から接種可能となりました。

そこで、この成人、高齢者向けのワクチンと昨年1月に薬事承認された母子免疫による新生児、乳児のRSウイルスワクチンの接種費用は、高齢者対象が2万5,000円程度、妊婦対象が3万円から3万8,000円程度となっていますが、この接種する間隔については、どのようになっているのか伺います。

子育て健康課長 接種間隔についてなんですけれども、あくまでワクチンサイトでの情報でございませぬ。また、長期的な効果はまだ不明であるというところもございませぬので、そこら辺をです、一応、御承知いただきたいと思ひますけれども。

60歳以上と、あと2種類あるんですけども、妊婦さんと胎児の方の抗体をつけるワクチンです。こちら両方とも接種については1回という情報となっております。

議 長 接種間隔のお話だそうです。

子育て健康課長 すみませぬ。ちょっと手元に間隔の資料がございませぬので、申し訳ございませぬが、両方とも費用につきましては1回という情報となっております。

胎児のですね、抗体をつけるワクチンですが、胎児については1回というところで、その数が間隔というよりは、胎児には1回というところございませぬ。

10番 南 雲 費用も高額となっておりますけれども、RSウイルス感染症に高齢者が罹患すると重症化すると入院治療も必要になり、退院できても介護が必要になり、介

護人材にも費用が増える、また、医療費や介護費の影響も大きくなってきます。

そこで、このような状況を考えたとき、RSウイルスワクチン接種費用との費用対効果についてのお考えを伺います。

子育て健康課長 費用対効果のお話なのですが、RSウイルス感染症に対する特効薬というのは、ないということがございます。症状に合わせた対症療法になるということですので、基礎疾患を有する方ですとか、小児は特に重症化のリスクが高いようでございます。

重症化した場合は、治療費が多くかかってしまう可能性がありますので、RSウイルスワクチンを接種することについては、感染症による負担を減少させる上で有効でありまして、重症化させないためにもですね、また、医療費のことを考えますと、費用対効果にも優れていると考えております。以上です。

10番 南 雲 やはり、ワクチンの費用助成については、国の動向に注視していかれるということなんですけれども、20自治体程度の助成が行われていて、まだ神奈川県ではどこも行われていないということで、公費助成導入については承認されて間もないので、少ないということなんですけれども、肺炎を起こすリスクの高いRSウイルス感染症から町民を守ることは非常に大事なことです。乳幼児、高齢者の感染予防という選択肢ができましたので、よく調査研究されて、ワクチン接種の公費助成の御検討を要望いたします。

続きまして、2項目めのセカンドブックスタートに移らせていただきます。

セカンドブックスタートなんですけれども、松田町にとって宝の子供たちにもっともっと本に親しむ機会と習慣をつくっていくとの思いで、本との出会い、きっかけをつくることは非常に大事だと思います。

ブックスタート事業として、本町でも3、4か月児健診で絵本を2冊プレゼントしています。それに続く事業として、もう少し成長されたときに本を贈呈する事業が、全国的にも多くの自治体で取り組まれています。

贈呈する年齢については、2歳、3歳、小学校入学時など、それぞれの自治体で様々です。セカンドブックスタート事業は、近隣自治体では、大井町が2

歳6か月児健診のときに絵本引換券を配布、南足柄市では3歳6か月児健診時に5種類の絵本の中から1冊を贈呈、山北町ではセカンドブック時スタート事業として3歳児健診時に5冊の絵本の中から1冊を贈呈、さらにサードブックスタート事業として、小学校新1年生に5冊の本の中から1冊選んだ絵本を贈呈しています。

セカンドブックスタート事業に前向きな御答弁をいただきましたが、贈呈の時期についてはどのようにお考えかをお伺いいたします。

子育て健康課長 それでは、御質問にお答えさせていただきます。

まず、ブックスタートにつきましては、先ほど議員のおっしゃられたとおり、3、4か月児に対してですね、そのときに健診の際に4冊の中から2冊を保護者に選んでいただいております。

セカンドブックにつきましては、この事業をやる方法といたしまして、今、想定しているやり方といたしましては、松田町の場合は3歳児健診等がありますので、3歳児健診の際に本の引換券をお渡ししまして、図書館の利用促進も併せまして、町の読書活動の推進という観点からも、事業を展開する場合は、こういった方法を今、想定しておりまして、今後ですね、関係部局と連携して、取組につきましては具体的に検討していきたいと考えております。以上です。

町長 ちょっと前長い話があつてね、やるのかやらないのかよく分からないような話がありましたけど、私の答弁の中で、本当にこの事業はすばらしいなと思って、ほかの町がやっていて、何でうちがやっていないんだろうなというふうに正直思いました。

ですので、ただ、今すぐということになると、予算がこの分で予算を組んでいないので、一番、順番から言うと9月の補正とか、いうことでやり始めるというふうに答弁しておかないと、多分、再来年とかになっちゃいますから、しっかりとやるように進めていきます。以上です。

10番 南 雲 ありがとうございます。3歳児健診ということでございましたけど、3歳頃は言葉の発達が著しく絵本の内容もよく理解し、楽しめるようになる時期であ

り、読み聞かせに適した年齢となっていると言われております。よく、3歳時にセカンドブックスタートをされるということで、よろしく願いいたします。

本町の絵本を通して、親子が楽しい時間を過ごしてもらうことが目的のブックスタート事業ですが、3、4か月児健診で2冊の絵本をお渡ししていますが、そのときはどのようにしてお渡ししていただけるのか、その様子を伺いたいと思います。

また、先月、5月27日に実施されましたブックスタート講座については、どのような形で行われたのかを伺います。

子育て健康課長 それでは、御質問にお答えさせていただきます。

3、4か月児へのブックスタートの本の贈呈の方法なんですけれども、先ほどもちょっと繰り返してなってしまうんですが、3、4か月時の健診の際にですね、4冊の絵本の中から2冊好きな本を保護者に選んでいただいております。

本をもらった方から感想とか申し上げますと、お子さんに本を読んであげる機会が増えたですとか、プレゼント感覚で喜んで受け取ってもらっているというところですかですね、自分で持っていない本をもらえるというところがよいという感想がございました。

それと、あと5月27日のブックスタート講座についてなんですが、こちらにつきましては目的としてですね、健康づくり普及員の方に乳幼児の健診の際に絵本を読み聞かせしていただくんですけれども、そのときに読み聞かせをするときの講演ですね。読み聞かせをするときのそれができるようになるための講演を大人も子供も楽しめる絵本ということで、絵本の効果のよさですとか、子供はどう絵本を聞いているかですとか、読み聞かせのやり方ですね。お薦めの絵本等について、この講座を12名の方を対象に開催いたしました。以上です。

10番 南 雲 対象が健康普及員の方ということで伺いましたが、これ、頂いた保護者の方がどのように活用していいかなどのアドバイスも必要だと思います。NPOブックスタートは、ブックスタート事業の各種運営をサポートするための各種資料を発行し、自治体に無料で提供していますので、参考にするなどにしていっ

ていただきたいと思いますが、お考えを伺います。

子育て健康課長　　今、御質問のありました議員の参考にさせていただいて、今後のブックスタートの事業展開に活用させていただきたいと思います。以上です。

10番 南　　雲　　よろしく願いいたします。第3次松田町子供読書活動推進計画に松田町社会教育委員会が調査した家庭における読者活動アンケートを参考に、現在の読書環境を把握し、研修を行ったところによりますと、健診時にブックスタート事業としてファーストブックが手渡され、令和4年度の調査では、よく活用した人が48%、時々活用した人が29%で、約8割の人が活用していて、一定の効果があつたと言えますとあります。

また、ブックスタートから時間がたち、図書館から足が遠のいた利用者がセカンドブックをきっかけに再度来館されるような効果も上がっている自治体もあります。

このように、一定の効果があるブックスタート事業、また、セカンドブックスタート事業を有効な事業としていくため、小学校、中学校の児童・生徒たちの読書習慣を身につけていく工夫が必要だと考えます。

文化庁の調査によると、読書が好きと回答した小学生のテストの正答率は、国語に限らず、理系科目も平均を上回っているとなっています。

また、読書離れは進行したが読書が大切という意識は変わらない。書店がない自治体が増えている中で、書店という本との出会いの場は減少しているとして、子供たちが本と身近に出会える学校図書館への重要性が高まっているともしています。また、ビブリオバトルという本を読む取組をしている自治体もあります。

ビブリオバトルとは、発表者が読んで面白いと思った本を持ち寄り、5分間で本を紹介する。発表の後に参加者全員でディスカッションをして、最後にどの本を一番読みたくなったかを投票で決めるものです。

人を通して本を知り、本を通して人を知るコミュニケーションの場としても取り上げられています。

最後に、教育長に、子供たちの読書の取組についての御所見を伺いたいと思

います。

教 育 長 御質問ありがとうございます。議員、御指摘のとおり、最近スマートフォンが普及したりとか、あるいは動画が普及したりとかね、あるいは家庭での読書機会が減少したりとか、全国的に子供たちの読書離れや活字離れが進んでいるというのが現状があるというふうに思います。それは、松田町でも同様かなというふうに思っております。

一方ですね、文部科学省の全国学習学力状況調査の中で、家庭での蔵書数とか、あるいは読書機会と学力との間に明確な相関関係があるという結果も出ています。

例えばですね、家庭での蔵書数が10冊以下の子供と、200冊以上の子供との比較しますと、全国学力学習状況調査の正答平均率が20%の差があるというような結果も出ています。

このことからですね、読書環境というのが大きく子供たちの学力に影響するんじゃないかなというふうに考えられます。

議員、御指摘のとおりですね、読書というのは学力だけではなくて、子供の心の教育とか、あるいは感性の形成とか、あるいは思考力の助長とかね、そんな部分でもかなり大きな影響を及ぼすんじゃないかなというふうに思っています。

松田町でもですね、こうした状況を踏まえまして、まず、子供たちの読書習慣を身につけるということで、小・中学校では朝読書を継続的に実施をしています。それとか、あるいは地域の図書ボランティアの方がですね、学校図書館に入っていて、飾り付けをしていただいたりとか、あるいは推薦図書を紹介していただいたりとかね。そんなような取組を通して、本に親しむと、そういう機会を与えています。

それから、読み聞かせボランティアも学校に入っています。その方々が特に小学校低学年では読み聞かせボランティアが入っていただくことによりまして、子供の本に関する興味を高めると、そんなような効果もあるんじゃないかなというふうに私は感じています。

松田町、本町では、このように、地域と協働しながら、読書環境づくりというのを進めている現状があります。

これにつきましては、今年度、令和7年度からコミュニティスクールが導入しましたので、より一層、学校と地域が協働して進めることができるんじゃないかなというふうにも思っていますし、これまで以上に学校、地域、家庭がより深く連携して、子供たちに読書の楽しみとか、あるいは進んで本を手にとると、そんなような読書環境づくりをしていきたいなど、そんなふうに考えています。

10番 南 雲 ありがとうございます。

続きまして、3項目めの赤ちゃんの駅事業に移らせていただきます。

赤ちゃんの駅とは、先ほど御答弁にもありましたので、ちょっと割愛させていただきますけれども、気軽に外出ができる環境を整えて子育てに優しいまちづくりを進めるとともに、民間施設に協力を求めることにより、地域社会全体で子育て家庭を支える機運の醸成することも目的としています。

赤ちゃんの駅として登録された施設には、全ての人に分かるように、ステッカーや旗などのシンボルマークを掲示して、ホームページで公共、民間問わず検索できるようにしている自治体が多くあります。

本町でも、赤ちゃんの駅という名称ではなく設置しているということですが、シンボルマークを考案して、ステッカーを作成し、2階庁舎の授乳室というのがすごく奥にあって分かりにくいので、このような分かりにくいところには、例えば庁舎入り口にのぼり立てを立てて、赤ちゃんの駅として設置を分かりやすくしていったらどうでしょうか。お考えを伺います。

子育て健康課長 赤ちゃんの駅という位置づけはですね、本町にはまだないんですけれども、搾乳ができることを示すステッカーというのが、神奈川県からありますので、まずは搾乳ができる可能な施設につきましては、県から頂いているステッカーで対応していきたいと考えております。

また、シンボルマークについては、赤ちゃんの駅の位置づけと併せてそちらのほうも今後考えていきたいと思っております。以上です。

10番 南 雲 よろしくお願ひいたします。

開成町では、イメージキャラクターのあじさいちゃんが描かれた15センチ角のステッカーが目印で、うちのほうも進めていただけるということなんですけれども、公共施設のほかにさがみ信用金庫とか中栄信用金庫とかマックスバリュ等に設置されています。

本町では、みやま運動広場が人工芝化されて、乳幼児がいる御家庭の御兄弟がみやま運動広場に応援に来たときに、例えば寄自然休養村管理センターに赤ちゃんの駅を設置する、それで、先ほどの質問の中でもバーベキューなどで、町内外からの方のハブとしていくとの話もありましたが、そういう乳幼児を連れての方がバーベキューで訪れたときも安心しておむつ替えや授乳、搾乳ができる環境も必要だと思います。

公共施設や、金融機関のような民間施設に赤ちゃんの駅の拡充をしていくことやそのために提供施設を募集し、こんなシンボルマークができましたと御協力を求めていく必要があると思いますが、お考えを伺います。

子育て健康課長 公共施設に限らずですね、民間の施設につきましては、今、全ては調査しておりませんが、町で把握している、そういったおむつ替えが可能であるところは、新松田駅、松田駅にございます。

金融機関等にはまだ設置はしてないんですけれども、外出時には赤ちゃんを連れていらっしゃる方にとっては、特に赤ちゃんを連れて多くの方が利用する施設については、こういった施設は必要であると感じます。

子育て世帯が安心して外出できる環境づくりの一つとしても必要でありますので、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、民間施設とか事業者などにつきましては、事業者などの御理解とか御協力が必要でありますので、今後、先進地の事例を調査していきまして、例えばここにあったらいいですとか、赤ちゃんのいる世帯の家庭訪問の際ですとか、あと、赤ちゃんの保護者と面談する機会とかありますので、どういうところにあつたらいいですとか、声を聞ける機会がありますので、そういったときにも必要な場所とかお聞きしていきながら設置につきましては、できるところは対応してまいりたいと考えておりま

す。以上です。

町 長 何かね、ほわっとした話でやるのかやらないのか本当分かんないな感じですけどもね。実際、この赤ちゃんの駅についていろいろ勉強すれば勉強するほど、やっぱり先進的なところはちゃんと民間企業さんに、補助を出したりだとか、そういうふうにやっていて、町ぐるみでやる中で、事業者さんだけにお問い合わせするだけではなかなか広がっていかないということはよく存じ上げています。それは多分存じているんだろうと思いますけどもね。

なので、やっぱりそういった制度を全体的につくった中で進めていく。旗を作るにしても、ステッカーを作るにしても、消耗品なり何なりというふうなところのお金の使い方というのはあると思うんですけどもね。

一旦、飲食店組合の組合長さんには、そのようなボールは1回投げてはいるんです。

やっぱり、子育て応援宣言をした後に、これがつながっていきなきゃいけないので、子育て応援宣言に対する賛同をしてくれる事業者さんのところに認定をして、認定したところで、例えばベビーカーで来るんだったら段差があるところだったらスロープを設けましょうだとか、先ほど言われたようなベビーベッドを設置しますだとかいうふうなところとか、授乳するんだったら当然カーテンをつけなきゃいけないとかいったところに対して、補助が我々できつつ、町ぐるみで全体でやっていくとしないと、旗だけ上げて頑張りますよ、エイ・エイ・オーじゃ、なかなか前にいかないの、そのようなことを一つ考えています。以上です。

議 長 もう時間ですので、一言で。

10番 南 雲 最後、もう時間ですね。赤ちゃんの駅というのは、本当に神奈川県でもね、低体重児の方が本当に苦労されて、リトルベビーハンドブックも低体重児の方の発育曲線が母子保健手帳には1キロからしか書けなくて、本当にそういった御苦労があったということを知って、神奈川県でも搾乳ができるマークも作ってリトルベビーハンドブックも作成したという背景がございます。本当に、少しでもつらい思いをされている低体重児を出産されたお母さんとかに、多く授

乳、搾乳、おむつ替えができる赤ちゃんの駅の設置を進めていってほしいと思います。以上で一般質問を終わります。

- 議 長 以上で、受付番号第5号、南雲まさ子君の一般質問を終わります。
暫時休憩いたします。15時20分より再開いたします。 (15時00分)
- 議 長 休憩を解いて再開します。 (15時20分)
引き続き一般質問を行います。受付番号第6号、武尾哲治君の一般質問を許します。登壇願います。

2 番 武 尾 それでは、議長のお許しを得まして、一般質問をさせていただきます。受付番号第6号、質問議員、第2番、武尾哲治、件名、第7次総合計画（令和9年度から16年度までの8年間）の策定について。

要旨。（1）第6次総合計画の各種事業の進捗状況を踏まえた今後の事業展開について。

（2）開かれた町政を目指す上で、計画策定までの間にタウンミーティングなど町民の意見を聴き、反映する機会をどのように設ける予定か。

（3）8年の間に最も重要な駅周辺エリアはどのような状況になっているとお考えか。以上です。

- 町 長 それでは、武尾議員の御質問に順次お答えをいたします。
まず、8年に一度、フルモデルチェンジを行い、4年に一度、見直し及び改定を行っております、松田町の総合計画につきましては、町や国、県などの行政機関をもとより、町民、個人やグループ、団体、企業等により、町内において展開されている諸活動のうち、町が直接、または間接的に促進、支援、期待するものを網羅し、取りまとめ、まちの将来像の実現に向けた施策及びその進め方を示すものでございます。

令和9年度を初年度とする、新しい（仮称）第7次総合計画の策定に向けては、現在、第6次総合計画における取組の結果を施策動向調査により検証するため、目標に対し、どれだけの成果や効果があったかなど、必要性、効率性、有効性といった観点から、数値目標の客観的な指標を用いて点検・評価を行っております。

今後につきましては、先ほど述べましたとおり、検証結果を基に総合計画審議会にて審議をいただき、（仮称）第7次総合計画の策定を進めてまいりる予定でございますが、第6次総合計画期間は令和8年度末までとなりますので、残り1年9か月ほどにつきましては、将来像であります「いのち育み未来へツナグ進化つづける故郷」を目指してまいります。

今後も、多くの若い世代のIターン、Uターンなどにより人口が増え、その結果、地元の高齢者との交流が増えることにて、子供から高齢者までが安心して暮らせるまちを目指すという考え方は、SDGsの「誰一人取り残さない」という理念とも合致し、持続可能なまちづくりに不可欠な視点であると考えております。

チルドレンファーストの理念に基づいた施策を展開し、若い世代が安心して子育てできること、高齢者が子供や孫たちと一緒に、または近くに住むことで安心して暮らせること、さらには子供たちが成長しても松田町に住み続けたい、あるいは進学や就職などで一旦、町外に出たとしても、故郷、松田町に戻って子育てをしたいと思えることが重要であると考え、オール松田にて、各種事業を強力に推進してまいりたいと考えております。

次に、2つ目の御質問にお答えをいたします。

次期総合計画の策定につきましては、令和9年度から8年間にわたる将来ビジョンの計画の策定を行うため、令和7年度と8年度の2か年間と申しつつ、実質1年余りしかない非常に限られたタイムスケジュールの中にて策定していく予定としているため、それぞれの過程において、町民の皆様方からの声を直接伺う機会を早い段階から多く設けながら、策定作業を進めていく予定としております。

社会情勢の変化などによる物価高騰対策など、喫緊の課題や少子高齢化による人口減少の流れの抑制、また、全ての町民が幸せな人生を送れるように、持続可能な環境と暮らしにつなげる方針や、各種施策などの策定を進めるため、令和7年度は、主に町民や各種団体の皆様方からの御意見をお伺いするための大切な期間として、本年6月22日の城山自治会を皮切りに、町内15か所でのタ

ウンミーティングを開催し、その後、タウンミーティングにていただいた意見などを基に、10月頃、町民アンケートを実施することも予定しており、多様な視点から、現行計画の評価・検証を行うとともに、松田町の現状と地域課題の把握を行ってまいります。

また、令和8年度は、これらの調査結果を詳細に分析し、松田町の目指すべき将来像と、それを実現するための具体的な事業計画の検討を進めてまいる期間となります。この検討過程においては、学識経験者や町民代表の方々に構成される総合計画審議会において、慎重な審議を重ね、令和8年9月頃までに計画素案がまとまり次第、広く町民の皆様方からの御意見を伺うために、パブリックコメントを実施する予定であります。

その後、町民の代表であります議会の皆様方にも、議会基本条例に基づき、総合計画基本構想、基本計画案について、令和8年12月議会にて上程を予定しております。

最後に、総合計画の策定期間といたしましては、8年間に一度、8年先までの町の未来を創造し、実行するために必要となる非常に重要な計画となりますので、少しでも早くから多くの町民の皆様方の声を伺い、皆様方からの希望や要望の実現に向け、しっかりと予算を確保し、町財政の健全化を図るとともに、町民サービスの強化による町民の幸福度の向上を計画的に促進する総合計画を策定してまいりたいと考えております。

次に、3つ目の御質問にお答えをいたします。

第7次総合計画、仮称でございますが、開始の令和9年度は、推進中の新松田駅北口地区市街地再開発事業において権利変換計画の認可を、令和10年度には工事に着手、令和12年1月には、まちびらきを予定しておりますので、御質問の8年間のうちの事業完了後の効果が発現する5年間を含むこととなります。

この再開発事業による総合的、一体的な駅周辺のまちづくりでは、安全で快適な駅前広場及び周辺道路の整備、にぎわいと利便性を向上するスーパーマーケットなどの商業施設の設置、町民サービスを向上させるための公益施設の設

置、主に子育て世代をターゲットにした約100世帯の人口増加が実現し、足柄上地区の玄関口としてふさわしい交通の結節点及び商業交流機能が充実したエリアになっていると考えております。

古くから交通の要衝としてにぎわってきた松田町の顔でもある新松田駅周辺地域は、100年ぶりに大きく生まれ変わることで、町のイメージが刷新され、新たな魅力を備えた町のブランド力・持続可能性は向上し、力強く足柄上地域を牽引する役割を担っていくことを期待しております。

また、平成31年3月に策定いたしました新松田駅周辺整備基本構想・基本計画では、同駅南口から南側の地区やJR松田駅北口周辺を含むエリアも構想対象の範囲としておりますので、新松田駅北口地区市街地再開発事業を起点として、本町の潜在力を発揮するためには、鉄道を横断する南北自由通路の整備や、町道3号線（ロマンス通り）、町道5号線（新松田駅南口）の拡幅など周辺道路網の充実も進んでいることと想像しています。

これらの事業は、町民の皆様方、関係事業者の方々の御理解と御協力が必要不可欠となりますので、機運を逃さず、さらに成長を続ける8年間であることを期待しております。以上でございます。

2 番 武 尾 御答弁ありがとうございました。それでは、再質問に移りたいと思います。

まずは、要旨（1）の進捗状況についての中で、第6次総合計画における施策動向調査を行う調査の手法とか、調査の対象者について御説明をいただければと思います。

参事兼政策推進課長 それでは、点検・評価の対象等についてでございます。

まず、現在の第6次総合計画の点検・評価につきましては、策定時に8年後のビジョンを明確にして、いわゆるアクションプログラムという形で掲げている施策にしっかりと取り組んだ上で、その結果について点検・検証し、計画期間の8年間での基本構想・基本計画に掲げる目標、方針が達成されるように絶えずですね、修正改善を行うこととしております。

そのためですね、進行管理というのがございまして、PDCAサイクルを導入し、毎年度評価・検証を行い、必要に応じて4年ごとに計画に反映、見直し

を行うこととしてございます。

その評価・検証のチェックにおきましては、年間3から4回程度でござい
ますが、町の担当部局による内部評価、これは302の事務事業に対し、進捗度、
これは5段階になっております。それとですね、方向性、どの方向に行ってい
るのかという9段階の評価を実施しております。

また、計画策定の当初に定めている目標指標というのがございます。これに
対して達成状況はどうであったかということで、それぞれの今、町のほうでは
で施策大綱を6つ掲げてございます。これの実績値や達成率を評価している
ところでございます。

これを基に、より効果的な実現を図るため、外部評価というものをやってご
ざいます。施策ごとの評価も併せてですね、これが総合計画審議会の委員の皆
様に審議をいただいて進めているということでございます。

このような評価を行いまして、新しい総合計画の策定に向けて取り組んでい
きたいというふうに考えてございます。以上です。

2 番 武 尾 この第6次総合計画の施策の動向調査こそが次期の総合計画の重要な礎とな
るものだと考えます。

今お聞きした内容のところ、役場内の職員さんの評価、それに加えて外部の
調査、この二段階で行っているということなんですけれども。

先ほど申しましたとおり、次期のために重要な礎となるというところで、こ
の調査方法なんですけども、もう少し客観的に点検・評価が行えるような調査
方法の新たな取組とか、考えというのはありますでしょうか。お聞きします。

参事兼政策推進課長 より客観的な点検・評価ということでございます。現在は、大きな新たな進
展というものは、ちょっとまだ検討中ではございますが、今後、行うタウンミ
ーティングがでございます。

この中で、地域座談会を今までやってたんですけども、資料の提供で例えば
令和6年度の事業展開はどのようになっているのかということですね、資料
を作成し、また時期については、このように考えているというような資料を基
に、町民の皆様をはじめ各種団体に提示をし、それをもって町のほうの事業に

ついでに点検をしてもらい、また、評価をしてもらいと、それを意見として受け入れるということで、進めていきたいというふうに考えてるところでございます。以上です。

2 番 武 尾 新たな取組、タウンミーティング等の取組等ということで、期待をしております。

それでは、次にですね、同じく要旨（1）の中のチルドレンファーストの理念というのが、若年層を大事にしていくことで、世代間の好循環を生み出して、中高年、シニア層までが幸せに暮らせていくような社会をつくっていく、古きよき松田を感じるような施策であると私は勝手に思っております。

しかしながら、このチルドレンファーストという子供主義というところだけが特出してしまっていて、まだ好循環を生んでいくという理念が町民に浸透、理解されていない感じがいたします。これをより周知するためには、何かお考えはありますでしょうか。

町 長 まず、周知については事務的に答えられる。私が答えてもいいですけど。

まず、チルドレンファーストの考え方はですね、やっぱり長くやっていると、もともと私がじいちゃんばあちゃん子なんですよ。

この松田町でこうやっている間に、いろんな方々にお世話になることもあり、そこで、今、自然災害が多くて、福祉とかといろいろ話をすると独居老人がどうか、その方々が災害のときにタクシーをとく、というようなことがあったりとかするので、やっぱりその方々をお守りするということも、まず第一で考えて、ずっと積み重ねてきたところで、その方々の支えにおいて誰よといったときに、一番いいのは、身近な自分の子供であったりとか孫であったり、もちろん親戚関係が一緒に住むのが一番いいと思う。

なかなかでも二世帯で住むのに難しかったりするので、近くに住んでもらえればそれでもいい。それでも、やっぱりどうしても都市部に行って、なかなか近くにいないとなると、近隣の若い人たちがいたほうがいいわけですね。

ちょっと話がずれるか分かりませんが、消防団1個を見たって、非常に充足率が少なく、何とか若い人たちに入ってもらおうとかかいうふうな話とか

やっているぐらいで、やはり高齢者が災害だとか普通の生活の中で困っているようなことを変えるためにも、そうであれば、やはり若い世代の方々に松田を選んで移り住んできてもらいたい。ましてや、今いる子供たちがやっぱり自分が過ごしていたときは、松田はよかったよね、東京に出て。

じゃあ、戻ろうかといってもらったためのことで、チルドレンファーストというふうなことをお話をさせてもらってるんで、やっぱり根っこは高齢者福祉対策なんですね、この事業というのは。

その部分が、今おっしゃるように、そういうふうに言っている、何か若い子たち対策で高齢者には、いや、もう全体の予算の高齢者と若い人たちの割合を見てもらっても分かるように、結構、高齢者にお金を投下しているんです、松田町も。

ですので、何か言葉がそういうふうに歩いているんだろうなというふうなのと危惧してるところもあるので、ぜひですね、タウンミーティングのときに第6次総合計画の後期アクションプランの中から、そういうふうなもの、理念を入れてやってきているところについての反省点だとか、そういったことも含めながら地域の方々に、改めて御理解をいただきながら、今の事業の様々なところを展開していくというふうな格好で、これから15か所をしっかりと回ってきたいというふうに考えてます。以上です。

参事兼政策推進課長 御質問ありがとうございます。そうですね、チルドレンファーストの理念ということで、もう再三、私たちは、いろいろ理解して業務を実行しているところですが、なかなか発信の仕方ですね。だから、どういうふうな形でやればいいのかというところがございますので、一概にホームページに載せるとか、LINEとかありますけども、その前に、やっぱり先ほど町長が言いましたとおり、タウンミーティングなどでしっかり皆さんに周知をし、それを例えばホームページもそうなんですけど、チルドレンファースト、いわゆる子供中心社会と今、国も言ってますけども、それが一体どうつながるのかというのをしっかり見えるような形、予算もはじめ、そういう形の発信力を、また、いろんな口コミをはじめ、いろんな形で考えていきたいというふうに思います。以上です。

2 番 武 尾 ありがとうございます。

それでは、次に移らせていただきます。

要旨（２）の開かれた町政を目指し、今ちょっと前の話ともかぶりますが、タウンミーティングや町民アンケートを行って民意をくみ上げていくということなんですが、この考えておられる内容とか手法について教えてください。

参事兼政策推進課長 まず、タウンミーティングにおきましてはですね、毎年、地域座談会やら地域懇話会の業務をやっているんですけども、やっぱり若い世代の参加が非常に少ないというところで、自治会長様はじめですね、いろんな要望があります。

私も自治会連絡協議会の中で、こういうのをやりましたときに、もっと若い世代を呼ぶような努力をしろということで、もう6年、7年ぐらい前からずっと言われてきて、いろんな手法を考えているんですけども、なかなか伝わらないというところがございます。

なので、いろんな形の発信の仕方はあるんですけども、やっぱりネットの関係、SNSの関係等々も含めてですね、幅広く若い世代が引くような形の発信の仕方をちょっと考えていきたいというふうに私は今、思っております。

また、意見交換かアンケートもあるんですけども、アンケートなんかもですね、やっぱり手法がいろいろあって、ネットによるアンケート調査等々も検討していきたいなというふうに思います。

通常のアンケートはやるんですけども、やっぱりそれが行ったところで興味を引くような、分かりやすいアンケートにしていかななくちゃいけないので、その入り口をどうするかというところがありますので、その辺はいろいろ若い人の声を聞きながらですね、手法も検討していきたいというふうに考えてございます。

そして、例えば個別に各種団体との懇話会みたいのをやる場合につきましてもですね、オンライン会議とか、そういう形でやるような形も視野に入れながら意見を聞いていきたいなというふうに考えているところでございます。以上です。

2 番 武 尾 ありがとうございます。

そうですね、現在においてネットの活用が少し足りてないというのは、皆さん、職員の方も御存じだと思っております。ぜひ、より幅広い町民の意見を聞くためのツールとして広げていっていただきたいというふうに考えております。

続きまして、要旨（3）のところで、答弁の中で、ビルができて人口増、約300人と、あと活性化のためのスーパーマーケットについて触れられていたんですけれども、担当として現状について説明等があれば、この内容についてお聞かせいただきたいと思います。

まちづくり課長 お答えをさせていただきます。人口増というのは、先ほどおっしゃっていただいた、いわゆるマンションで、今現在100世帯超を考えている中で、おおむね300人ということを見込んでおります。

また、活性化という意味合いにおきましては、これは町民ニーズも非常に高いスーパーマーケット、これの誘致というのはもう必須であろうと、こういうことで進めております。

今ちょうど触れていただきましたんで、人口の関係だけちょっと簡単に申し上げますと、駅周辺というのが、やはり人口の減少というのがよく座談会がちょうど今日、今、出ていましたけども、自治会ごとの人口の比較ですね。平成2年と今現在をたしか比較していると思います。

町内全域が恐らく80%を少し割るような人口の減少率、三十何年間で、寄地区というのはやはりちょっと厳しくて、70%、73%、それぐらいです。松田地区はおおむね80%で、この駅周辺の人口に着目してみますと、特にこの新松田自治会等々ですね、この所在する周りを見ますと50%ちょっとです、比較しますと。

この空洞化というのは非常に顕著で、非常に危機的な部分であるというふうに考えています。

あと、にぎわいという点に関しては、このスーパーマーケットがやはり過去は松田の駅前のほうにもございました。今現在、新松田駅のこの再開発のエリアでテナントとしてあられますのが、おおむね20店舗、飲食店、いろいろなも

のを含めて20店舗でございます。

やはり、駅前でどうしても今お店も撤退されたり、いろいろな関係で減っているというのが非常に厳しいという状況でございますので、ぜひこの事業を進めていきたいというふうに考えております。

2 番 武 尾 ありがとうございます。

引き続きなんですけども、この要旨（3）の中で、駅周辺の土地利用、開発としてはですね、お隣の開成町が、かなり成功しているのではないかと。町のブランド力も向上しているように感じております。

この松田町において、成功するための鍵というのは何だというふうに考えられてますでしょうか。

まちづくり課長 お答えをさせていただきます。

今回の駅周辺の再開発、開発全体ということではですね、何回も出ていますけど、基本構想・基本計画にのっとって検討してきております。

今、お話に出た開成町ということでございますが、これは本当に御案内のとおり、駅前の状況というのがですね、土地のあるなしというのが非常に大きく違うと思います。

松田町は、やはり古くからの町並みと、中心都市として早くに栄えた。開成町は、今現在、まさにこの上昇傾向にありますけど、これからというところもでございます。

やっぱり、その背景が違う中で、開成町は土地があるから区画整理事業もできる。ただ、松田町で同じことをしようとしたときには、これはかなわないと思います。

やはり、限られたインフラ、限られた土地の中で、どうやっていこうかというときには、土地利用の高度化、これが再開発事業の肝だというふうに考えておりますので、今、再開発事業で進めさせていただいているのが、担当としては最善と考えております。以上です。

2 番 武 尾 ありがとうございます。

この次のですね、第7次総合計画というのが、松田町の正念場であると我が

町始まって以来の大型公共事業であります。かつてですね、JRの裏のビル開発とか、新松田の南口の開発の停滞状態、これを見て町民の中では、二度あることは三度あるよというような言い方をする方もいらっしゃいます。

ぜひですね、三度目の正直ということで、町長に最後にお聞きしたいと思います。この町の将来を見据えたまちづくりのイメージについて、再度、お聞きします。

町長 ありがとうございます。ちょっと古い話になりますけども、12年前に討論会があって、そのときに松田町に大切なものは何ですかと言われたときに、僕は駅と桜と言っちゃったんですね。当時の町長は歴史と文化だ。物すごくいい言葉だなとすごく勉強になった記憶があります。

さらに、生きてきた過程が違うんであれですけど、やっぱり駅は必要だなと、商売人的な感じでいけばですね。でも、やっぱり歴史と文化が、そこを分かった上でそこをしっかりとやっていかなきゃいけないんだなというふうに感じてます。

やはり、松田町が栄えてきた歴史、100年前から、本当にその辺のことを考えていますと、思いをはせたときにはですね、どこかで決断しなきゃいけないんじゃないかなというふうに思っています。

ですので、そのためにはやっぱり当然町民の方々の御理解と協力を得て、進めていかなきゃいけないと思うので、ハード整備だけではなくて、そのようなことが重要だなというふうに考えてますので、これが本当の成功の鍵だろうなと。

なので、限られた時間でありまして、やっぱりしっかりと説明をし尽くして、物事を進めていきたいと思っています。

松田町の将来はですね、これからハード整備だけ話をすると、南口にやっぱりエレベーターの設置だとか、まだまだやらなきゃいけないこともありますし、北口だけではなくてですね。やはり鉄道で分断されてるところありますから、小田急の南口からJRの北口まで行けるような、南北自由通路とかハード整備もあります。

本当にそういったことをやりつつですね、とにかく町民の方々が松田町に住んでよかったねと、この松田町にやっぱり戻ってきたいよね、何か松田町は変わったなと言ってくれるような町にすることによって、若い人たちから選んでもらえる町になっていただきたいと思いますしね。

大阪万博もやっていますけども、空飛ぶ車なんか飛んでるような時代になってくれば、またいいでしょうけどもね、そのような夢をはせながら、今後に限られた時間ですけれども、しっかりやっていきたいというふうに考えてます。以上です。

2 番 武 尾 終わります。

議 長 以上で受付番号第6号、武尾哲治君の一般質問を終わりにします。

受付番号第7号、吉田功君の一般質問を許します。登壇願います。

3 番 吉 田 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。受付番号第7号、質問議員第3番、吉田功、件名、松田町における福祉施策について。

質問要旨、新年度予算は、「チルドレンファースト・ネクスト、子ども・子育て大応援」と題し、「高齢者が子や孫たちと一緒に・近くに安心して暮らせること」等を目標にしたまちづくりに取り組むこととしています。

そこで、高齢者や子育てを応援する人的支援について、町がどのような取組を考えているかをお伺いいたします。

(1) 社会福祉協議会の活動にどのような期待と、どのような連携をお考えですか。

(2) 民生委員・児童委員の活動にどのような期待をお持ちですか。また、その待遇についてどのようにお考えですか。以上、質問をいたします。よろしくお願ひいたします。

町 長 それでは、吉田議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

現在、松田町社会福祉協議会に対する町からの人的支援について、まず申し上げますと、まず、事務局長は町職員を派遣し、その職務を担っており、町社会福祉協議会の職員5名分の基本給などの人件費を町が負担をし、社協の運営

を行っていただいております。

それでは、1つ目の御質問にお答えをいたします。

松田町社会福祉協議会は、高齢者や障がい者、子育て世帯などが住み慣れた地域で安心して暮らせるための環境をつくるため、地域福祉の推進を図ることを目的とした組織であり、様々な地域住民のニーズや課題に応じた福祉サービスの情報発信やサービスの提供、担い手の確保、地域との連携、相談・支援、権利擁護支援などの業務を担っていただいております。

その中でも、特に権利擁護支援につきましては、町で行うことができない認知症や障がいにより、判断能力が低下した方の金銭管理を含めた日常生活の支援や、成年後見制度における法人後見による支援、人生の最後に向けた終活支援として死後事務委任など、支援の必要な方が安心して生活ができるよう、きめ細やかなサービスの提供を行っており、総合的な権利擁護支援策の充実を図っていただいております。

これ以外にも、小・中学生、高校生を対象としたボランティア体験による福祉教育や地域で活用するボランティアの育成や支援を行っていることから、地域の福祉人材育成にも寄与することや、生活困窮者からの相談や資金貸付など、社協ならではの事業を通じて、セーフティネットの役割も担っていただいております。

今後もこれらのサービスの提供にとどまらず、地域全体の福祉環境を整えることも重要であることから、多岐にわたる福祉事業の充実を期待するとともに、町と社会福祉協議会との情報共有や情報交換、協議などの連携が不可欠でございますので、引き続き、地域住民が住み慣れた町で安心・安全で過ごせるよう、町と社会福祉協議会との両輪で福祉施策を推進していきたいというふうに考えております。

次に、2つ目の御質問にお答えをいたします。

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣が委嘱する非常勤の地方公務員であり、地域における福祉の重要な担い手として、住民生活を支える役割を果たしていただいております。

活動の内容は、高齢者や障がい者、子育て世帯等からの相談・支援や、高齢者宅への訪問、見守り活動による安否確認など、多岐にわたる活動を担っていただいております。

さて、御質問にあります民生委員・児童委員さんの活動に対する期待と待遇についてお答えをいたします。

民生委員・児童委員さんの活動に対する期待といたしましては、地域住民との密接な関係を築き、地域の特性や課題を理解した上で適切な支援が求められ、特に高齢者や子供への支援が重要であり、地域の声をしっかり聞き取り、その声を町に届ける役割も担っていただいていることから、地域のニーズに即した施策が可能になるため、より一層、民生委員・児童委員さんの活動に期待をしております。

次に、現在、民生委員・児童委員さんの待遇について申しますと、現在、本町の民生委員・児童委員の定数40人に対し、34人の方が活動をさせていただいております。

民生委員・児童委員さんに、国から県を通じてお支払いされている活動費は、国では1人年間6万200円と定められています。国から活動費以外には、県から協議会活動費として1人当たり6,500円が支払われており、町からも少額ではありますが、県民児協会費1人当たり6,500円や県社協会費1人当たり400円を支給させていただいております。県民児協会費は、弔慰や傷病見舞いなど委員の互助事業に充てられているものでございます。

全国的に民生委員・児童委員さんの充足率は低下傾向にあり、担い手不足の原因の1つに、活動に対する報酬が十分でないことが影響し、さらに本町の場合は、報酬以外にも、75歳以上の高齢者の増加に伴い、高齢者への声かけや安否確認、相談、担当する地域住民の実態調査、町への情報提供など、委員が行う業務が多岐にわたり負担が増えていること、また、現在の民生委員・児童委員さんの平均年齢が68歳を超えており、委員自身の高齢化や親の介護などの課題もございます。

町といたしましても、今後ますます同様の事案が増えてくることが想定され

ますので、欠員地区の解消、活動しやすい環境づくりを行うためにも、国・県への活動費の増額を要望するとともに、多岐にわたる業務の効率化や見直しなど、本町においても独自の支援ができないか研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

3 番 吉 田 大変丁寧な御回答ありがとうございます。それでは、再質問させていただきます。

お答えいただいたように、社会福祉協議会は松田町の地域福祉の推進を図る重要な役割を果たしており、子供や高齢者、いわゆる障がいを持った方々等の社会的弱者への支援、特にソフト面での支援を担っていると認識をしております。

今、お答えにあったように、その内容が活用されればされるほど、福祉推進の大きな可能性を有していると思っておりますが、いかがでしょうか。

福 祉 課 長 吉田議員の質問にお答えをいたします。

吉田議員おっしゃるとおりにですね、この福祉の活動、子供であったりとか、高齢者であったりとか、障がい者であったりというところの福祉が守られるということもあると、皆さん住民のほうがりより一層、安心して暮らせる、幸せになれるというところがありますので、この部分につきましては、引き続き進めてまいりたいと、社協さんのほうと一緒にやっていきたいと考えております。

3 番 吉 田 ありがとうございます。ぜひその辺、協力を進めていただきたいと思います。

ただ、そのようなことが思いあっても、資金的な裏づけがなければなかなかできないのかなとは思っています。その中で、ボランティア活動の助成や、福祉推進事業を行うために、今の物価の高騰や、またいろいろ活動費用の高騰でその対応も必要になってきております。

運営のための収入については、社会福祉協議会の会費は自治会に集金を頼っているところであり、現在、人口自体の減少に加え、自治会からの退会により毎年、減少しているところであるのは御存じだと思います。

今後、経費の高騰や、このような会費の減少についてどのような見通しを持っているのでしょうか。

また、この人的配置、このような活動を有効にするために、また、人的配置の増員などのお考えはいかがでしょうか。

福祉課長 それでは、質問にお答えしたいと思います。

確かに、お金につきましては、自治会の会費と一緒に合わせて徴収しているということが、大変失礼しました。確かに、議員のおっしゃるとおりですね、社協の会費につきましては、自治会費と一緒に合わせて徴収しているということがありますので、確かにその自治会を退会される方というのも出てきますと、なかなか徴収ができにくくなるということもあります。

それで考えていきますと、年々、徴収のほうは減っていく可能性という部分では否定できないのではないかなと考えております。

ただ、この方法として、ちょっとどのような方法があるのか、例えば個別に直接振り込む方法だとかというところも踏まえてですね、ちょっとその辺のところは社協さんのほうとも一緒に考えていければと思っております。

また、人的配置につきましてはですね、ちょっと私のほうで何ともあれなんですけど、確かに今現在5名体制でやっているところがございます。また、あわせて非常勤の職員もやっているところで、現状としてというところでは、局長にお話を聞いたところでは、町からもいろいろと委託事業をやってもらっているところではありますが、人的には今のところは何とかやりくりはできているということは何っております。

ただ、今後また事業が増えていきますとなると、その部分も今後、検討していくことになるのではないかと考えております。以上です。

3番吉田 ありがとうございます。いろんな活動の可能性を考えれば、やはり今これから本当に限りなくあるというか、また、いろいろなことができる可能性を持っているというような組織であるとは思いますが。

ただ、今、課長がおっしゃるとおりに、幾らでもそのための費用があるのかとか、それはどうするんだとかいうことになったら、また、それはそれで今、

考えなきゃいけないところではございます。

それについては、やはり今のところ、先ほどお話ししたように、会費などの減少というのが現実起こってまいっておりますので、ちょっと長いスパンを考えながら、用意しておいていただいたらいいのかなと思っております。

続きまして、民生・児童委員について御質問いたします。

民生・児童委員は、お答えにあったとおり、福祉の重要な担い手であることは間違いなくと思います。社会福祉協議会が具体的な活動を組織であるとするれば、民生・児童委員はそのための情報収集や相談や事務的な支援を行っているのかなと思います。

その重要な役割は、町のほうでも認識しているというのはよく分かっております。では、ありますけれども、待遇については、今お話ししたように年間で6万200円。それから、ここには書かれておりませんでしたけれども、研修費ということで1万2,000円、逆に納入するということになっております。

それで、1万8,200円ということとなります。それに、今お話あった活動費、県民協議会費等々合わせて年間6万円ぐらいの手当ということ。月々に見れば5,000円ぐらいということとなっております。

それで幾つかの確認のための質問をさせていただきます。

まず、民生・児童委員は、本人は周囲の方には、選挙活動や政治活動が制限されると思っておりますけれども、この辺はいかがでしょうか。

参事兼総務課長 もちろん民生委員・児童委員さんは、公職に当たりますので、もちろん立場を利用した選挙活動とかは制限されます。

3 番 吉 田 ありがとうございます。ですから、今お話あったように年間6万円程度の手当で、そのような権利が制限されるということをちょっと確認していただければいいのかなと思います。

それで、会議等もかなりあると聞いていますけれども、年何回ぐらいございますでしょうか。その会議についての手当はございますでしょうか。

福 祉 課 長 御質問にお答えいたします。

会議なんですけれども、まず、月に1回定例会というものがございます。こ

ちらのほうがありますので、年間12回、それ以外にですね、それぞれの民生委員さんのほうが所属していただいている地域部会であったりとか、専門部会、高齢者であったりとか、障がい者であったりとかというところの部会にも入っていただいていますので、これが毎月ではないんですが3か月に一遍という形でやっておりますので、件数的には20回ぐらいですね、ということで件数的にはあります。

それに合わせてですね、旅費という形なんですけども、こちらについては現状ではお支払いのほうはされていない状況でございます。以上です。

3 番 吉 田 ありがとうございます。今までのお答えをいただいても、これは別に町がどうこうということではないんですけども、かなりの権利の制限があり、また、そういうような活動についての無償の活動というようなことが分かるのかなと思います。

続きまして、これと比較しまして、社会教育委員会、文化財保護委員会は、1回の会議について、委員長4,700円、委員は4,400円ということの手当となっておりますけれども、これは年間何回ぐらいの会議がございますでしょうか。

生涯学習推進課長 社会教育委員、文化財保護委員の会議の関係でございます。

社会教育委員会につきましては、年5回を開催しております。文化財保護委員会につきましては、年6回開催しております。以上でございます。よろしく申し上げます。

3 番 吉 田 ありがとうございます。これ、比較的多い委員会ではないかと思えます。それでも、先ほどの民生・児童委員の大体20回ぐらいで無償というのを比べますと、ちょっとこの辺のところも、これ、悪いということではなくて、社会教育委員会、文化財保護委員会が悪いということではなくて、やっぱりそういうようなことというのは少し考えていかなきゃいけないのかなとは思っております。

町の特別職の職員で非常勤の者の報酬等は、教育委員で年間19万3,200円、農業委員で、委員の場合で21万4,800円、これは全て税込みだと思えますけれども、交通指導隊で10万2,000円、行政協力員、いわゆる自治会長の関係では

自治会の規模により10万円から25万円というような手当でございます。

この報酬と民生・児童委員の職務の待遇とのバランスについて、どのようにお考えとなりますでしょうか。

福祉課長 　お答えいたします。今お話を聞いた中ではですね、かなりの待遇の差というのは、お金の面に関してはあるかとは思いますが。

ただ、委嘱されたところがですね、また国であったりということで国のほうの考え方ということで、民生委員さんのほうについてはボランティア色がどうしても強くなってしまふ委員さんであるということもありまして、あと、法律の中でも報酬として年々少しずつではあるんですけども、6万2,000円がようやく今の時点で6万200円というところまで達したということもあります。

というところもあってですね、単純に比較というのがなかなか難しいんですが、ただ客観的に見るという話であれば、金額の待遇とはかなり差があるものだとは感じております。

3番吉田 　ありがとうございます。なかなか町独自でどうこうというのも、難しいところもあるとは思いますが、持続可能な福祉社会とするために、町民のいわゆる良心、この良心だけの頼りでは厳しいと思っております。

議 長 　端的にお願いします。

3番吉田 　これで終わりです。

国・県への働きかけも含め、御検討をお願いし、質問を終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。

議 長 　以上で受付番号第7号、吉田功君の一般質問を終わります。

以上で本日本日予定しました日程の全ては終了いたしました。本日の会議はこれにて散会いたします。明日は午前9時より本会議を開きますので、定刻までに御参集いただくようお願いします。本日は大変お疲れさまでした。

(16時13分)